

# 女性支援と障害福祉との連携について

令和8年6月17日

令和8年度相談支援従事者指導者養成研修会

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 女性支援室

# 女性支援と障害福祉との連携について

1. 女性支援新法等の概要について
2. 女性支援事業の現状・課題について
3. 令和8年度予算について

# なぜ困難「女性」支援法が必要なのか

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多い。このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。

(困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ(令和元年10月11日)より)

※性差に起因する社会的な困難な問題・・・

(例) 妊娠、性被害・暴力被害率の高さ、社会的な地位の低さ(男女の賃金格差、家庭内労働比率の高さ等)

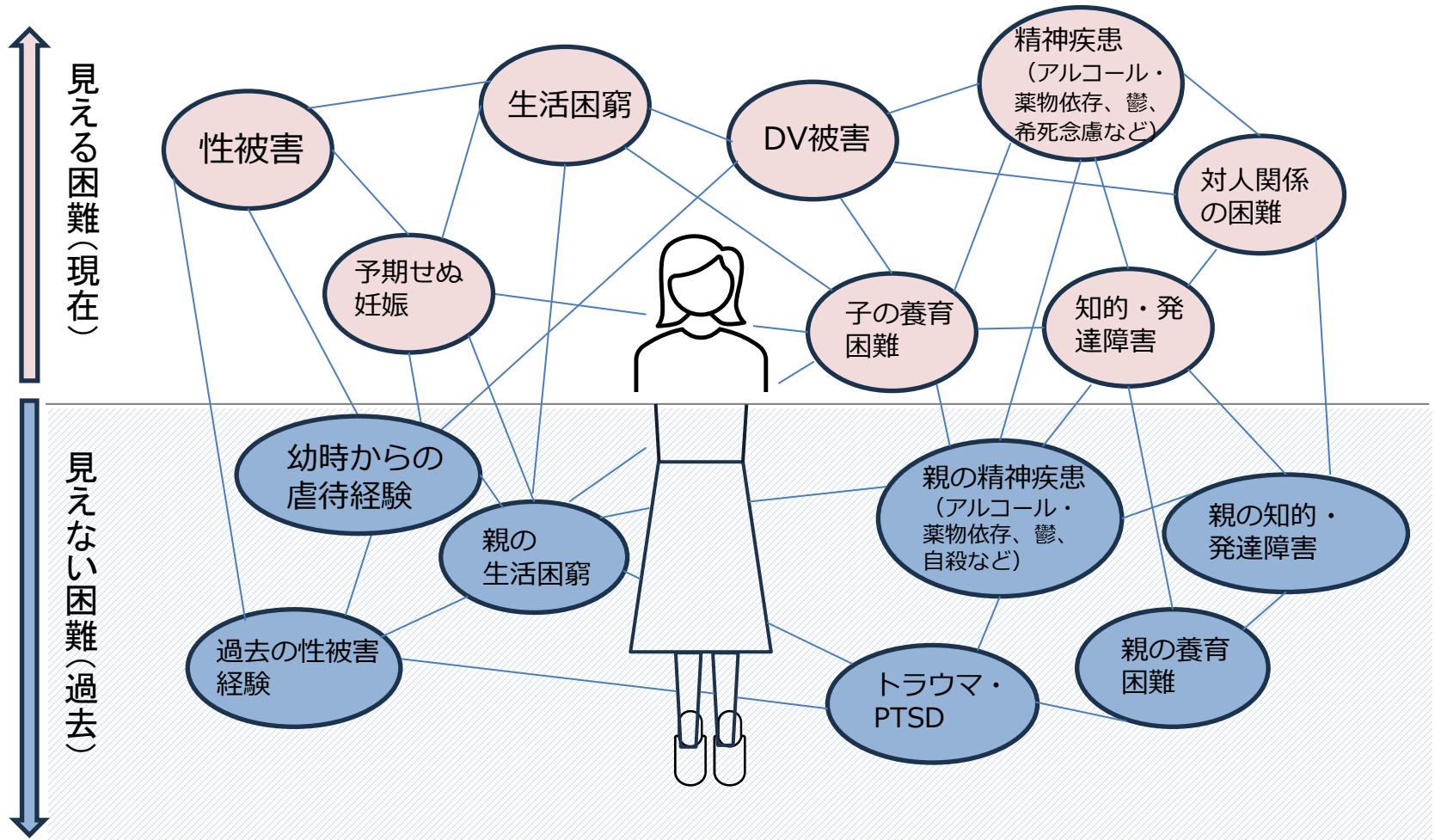
※心身面及び社会的な面での複合的な課題・・・

(例) 反復継続する暴力被害に伴うPTSD等の心身の不調、対人関係不調や就労困難等による社会生活に復帰することの難しさ



女性に特有の、又は顕著な問題(妊娠、性被害、暴力被害、社会的地位の低さ等)に起因する様々な困難を複合的に抱えており、単体の施策・個別の課題対応では解決が難しい

# 「困難な問題を抱える女性」とは



過去の困難が現在の困難に繋がり、さらに複数の困難が相互に関連し、世代間で連鎖していく

⇒ **現在抱えている複数の困難に対処する(アセスメント・ケースワーク機能)とともに、世代間連鎖を断ち切り自立生活に繋げるためには、過去の傷を含めた心身の健康回復を中長期的に支援する**ことが必要。

# 婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

昭和21年11月	婦人保護要綱の策定（厚生省社会局通達により婦人保護施設制度化）
昭和31年 5月	売春防止法の制定
昭和32年 4月	売春防止法施行（第2章の刑事処分を除く）
昭和33年 4月	売春防止法全面施行（同時に第一次改正として第3章（補導処分）を追加し同日施行）
昭和38年 3月	婦人保護事業の実施要領の策定（厚生事務次官通達）
昭和45年 4月	「昭和45年度婦人保護事業費の国庫負担及び補助について」（社会局長通知）
平成12年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の制定
平成13年 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の制定
平成14年 4月	DV防止法全面施行
平成16年 6月	DV防止法改正（16/12/2改正DV法施行）
平成16年12月	人身取引対策行動計画の策定
平成19年 7月	DV防止法第2次改正（20/1/11施行）
平成21年12月	人身取引対策行動計画2009の決定（犯罪対策閣僚会議）
平成25年 6月	DV防止法第3次改正（26/1/3施行）
	ストーカー規制法改正（25/10/3施行）
平成26年12月	人身取引対策行動計画2014の策定
平成28年12月	ストーカー規制法改正（29/6/14施行）
平成29年 5月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策を策定（関係府省対策会議決定）
6月	刑法の一部改正（29/7/13施行）
令和 4年 5月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の制定
令和 4年 7月	AV出演被害防止・救済法の制定
令和 5年 3月	関係政省令、設備運営基準（女性自立支援施設）、国の基本方針等の策定
令和 5年 5月	DV防止法第4次改正（6/4/1施行）
令和 6年 3月	女性支援事業の実施について（社会・援護局長通知）
	女性相談支援センターガイドライン・設置要綱、女性相談支援員相談・支援指針、女性自立支援施設運営指針の策定
令和 6年 4月	女性支援新法の施行

戦後の公娼制度の廃止  
→「闇の女」の「更生保護」

支援対象に「一般ケース（売春を行  
う者以外）」を追加

DVストーカー被害者等、対象者が  
拡大・多様化  
→売春防止法での対応に限界

様々な困難な問題を抱える女性  
への「支援」を目的とした法律へ

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築**。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

### ■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

### ■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

### ■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

### ■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

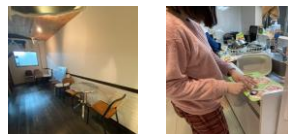
**女性相談支援センター**  
(旧名：婦人相談所)

**女性相談支援員**  
(旧名：婦人相談員)

**女性自立支援施設**  
(旧名：婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

## 売春防止法

第1章 総則  
(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分  
(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分  
(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生  
(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

存続

# 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要

(令和5年厚生労働省告示第111号)

## 0. 基本方針のねらい等

- 旧売春防止法に基づく婦人保護事業から新法に基づく女性支援事業への転換

## 1. 困難な問題を抱える女性への支援の現状

- 心理的、医療的側面からの支援が重要
- 支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要
- 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体の協働が必要

## 2. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

### 施策の対象者

- 「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）」

### 基本理念

- 「繋ぐ支援」「繋がり続ける支援」
- 包括的かつ切れ目なく、どこでも必要十分な支援を受けられる体制の整備
- 女性の人権擁護、男女の平等実現

### 国、都道府県、市町村の役割分担と連携

- 国及び地方自治体の責務、適切な役割分担と連携が必要

### 支援の基本的な考え方

- 個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む「自立」を支援
- 「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要

### 支援に関わる関係機関等

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体、その他機関とそれぞれの役割

### 支援の内容

- アウトリーチによる早期把握、居場所の提供、相談支援、一時保護
- 被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア

### 支援の体制

- 中心となる3機関間の連携、民間団体の連携、関係機関との連携
- DV防止法に基づく施策との関係

### 支援調整会議

- 設置は地方公共団体の努力義務
- 代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等、段階を分けて実施

### 教育・啓発

- 相談窓口等の周知、意識醸成、施策への一般理解等

### 人材育成

- 国による研修のカリキュラムの構築や、ポータルサイトの構築、職員の適切な処遇の確保、研修に参加しやすい職場環境の整備等

### 調査研究等の推進

- 困難な問題を抱える女性への支援の状況等に関する実態調査の定期的実施
- 支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究

## 3. 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

- 基本計画の期間（原則5年）
- 他の計画との関係（関連の深い計画との一体的策定）
- 基本計画策定前の手続（課題把握、基本目標の明確化等）
- 計画に関する評価と公表

# 女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施

困難な問題を抱える女性

## 女性相談支援センター [49か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり

- 各都道府県 1か所（徳島県のみ3か所）
- 相談・カウンセリング・情報提供を実施

## 女性相談支援員

[全国1,690人]

- 女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
- 相談・専門的技術に基づく援助等を実施

## 一時保護所 [各都道府県1か所]

- 女性相談支援センターに併設
- 民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託
- 中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

## 女性自立支援施設

[39都道府県、47か所]

- 生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

## 民間シェルター 母子生活支援施設等

関係機関等

連携・協力

自立

## 福祉事務所・市町村

生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

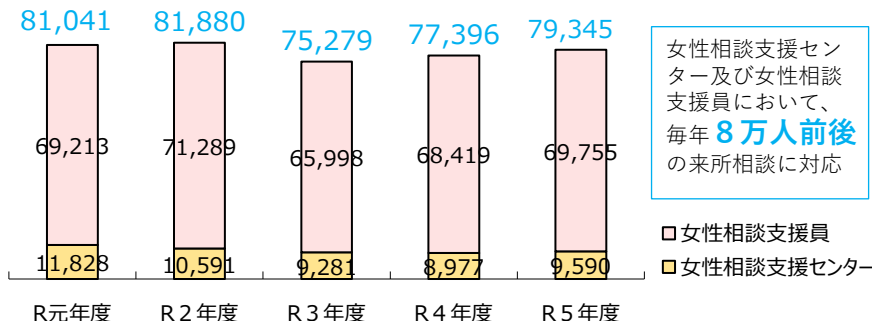
母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等

ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供

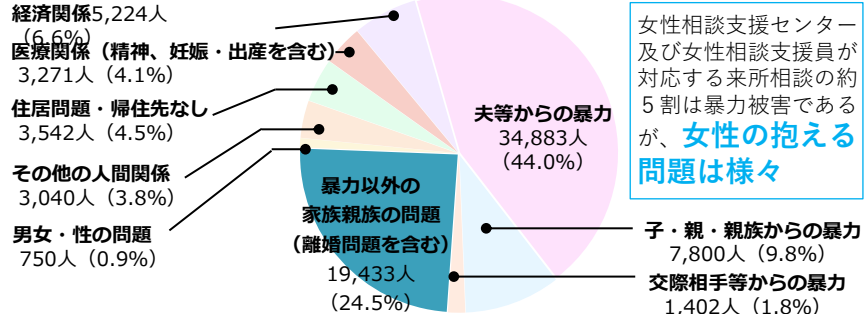
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

女性支援の現状

### ● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談人数

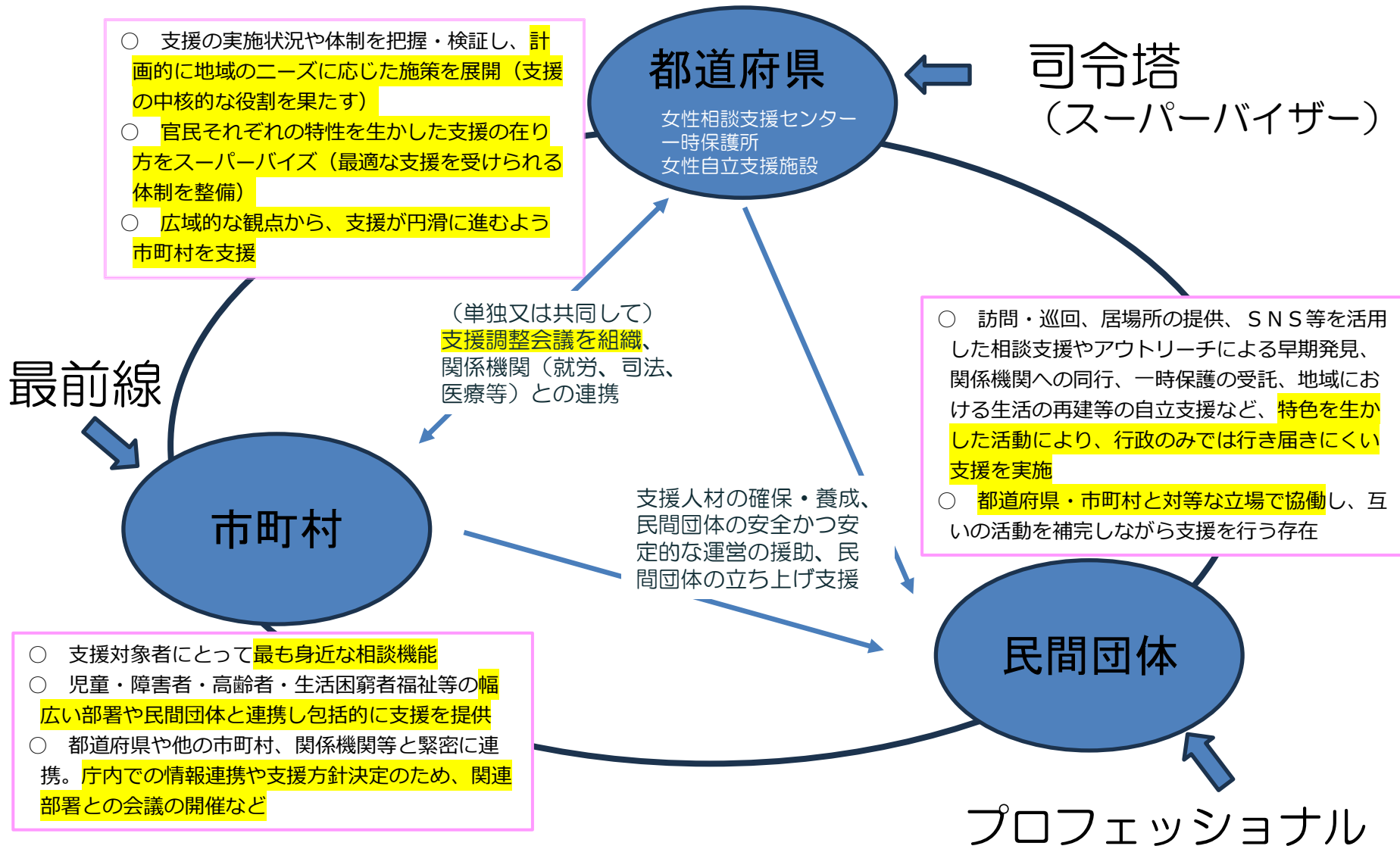


### ● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談の内容



(令和6年4月1日現在)

# 女性支援における都道府県・市町村・民間団体の役割分担(基本方針より)



# 女性支援と障害福祉との連携について

1. 女性支援新法等の概要について
- 2. 女性支援事業の現状・課題について**
3. 令和8年度予算について

# 女性支援事業の概要

## I. 根拠法及び対象者

### 1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年制定／令和6年4月施行）

対象者：困難な問題を抱える女性（※）

※ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

### 2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定／平成13年10月施行）

対象者：配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）

### 3. 人身取引対策行動計画（平成16年12月→2009・2014・2022）

対象者：人身取引被害者

### 4. ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定／平成12年11月施行）

対象者：ストーカー被害者

## II. 実施機関

### 1. 女性相談支援センター（※）及び一時保護所

※ 全ての女性相談支援センターが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられている。

### 2. 女性相談支援員

### 3. 女性自立支援施設

### 4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体

※ このほか一時保護の委託先として、母子生活支援施設・民間シェルター等

# 女性相談支援センターの概要

## 根拠法

- ・ 女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条に基づき、都道府県が設置するものとされている。（指定都市についても任意で設置が可能。）
- ・ また、女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の一時保護を行う一時保護所を設置している。
- ・ なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条に基づく、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有している。

## 支援内容

- ① 支援対象者の立場に立って相談に応じること及び女性相談支援員又は相談を行う機関を紹介すること
- ② 支援対象者及び同伴する家族の安全確保並びに一時保護を行うこと
- ③ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと
- ④ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと
- ⑤ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

## 実績

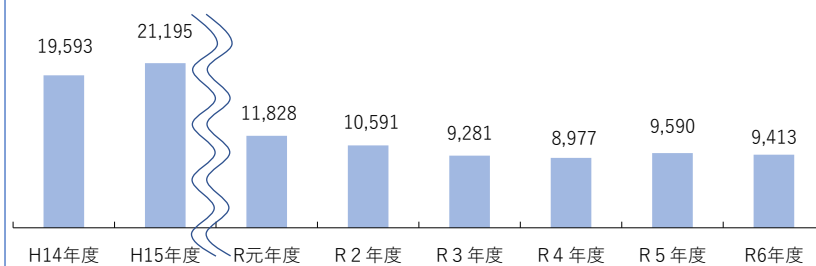
### ○ 設置か所数：50か所（※）

- ※ 各都道府県1か所（滋賀県は2か所、徳島県は3か所）
- ※ 24時間の相談対応を行っているセンターは2か所（千葉県、大阪府）

### ○ 来所相談実績：9,413人（令和6年度における実人数）（※）

- ※ 68.6%（6,462人）が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。
- ※ 来所相談のうち「18歳未満」が0.4%（39人）、「18～30歳未満」が23.1%（2,178人）、「30～50歳未満」が48.9%（4,605人）、「50歳以上」が26.0%（2,451人）となっている。

### 女性相談支援センターの来所相談人数の推移



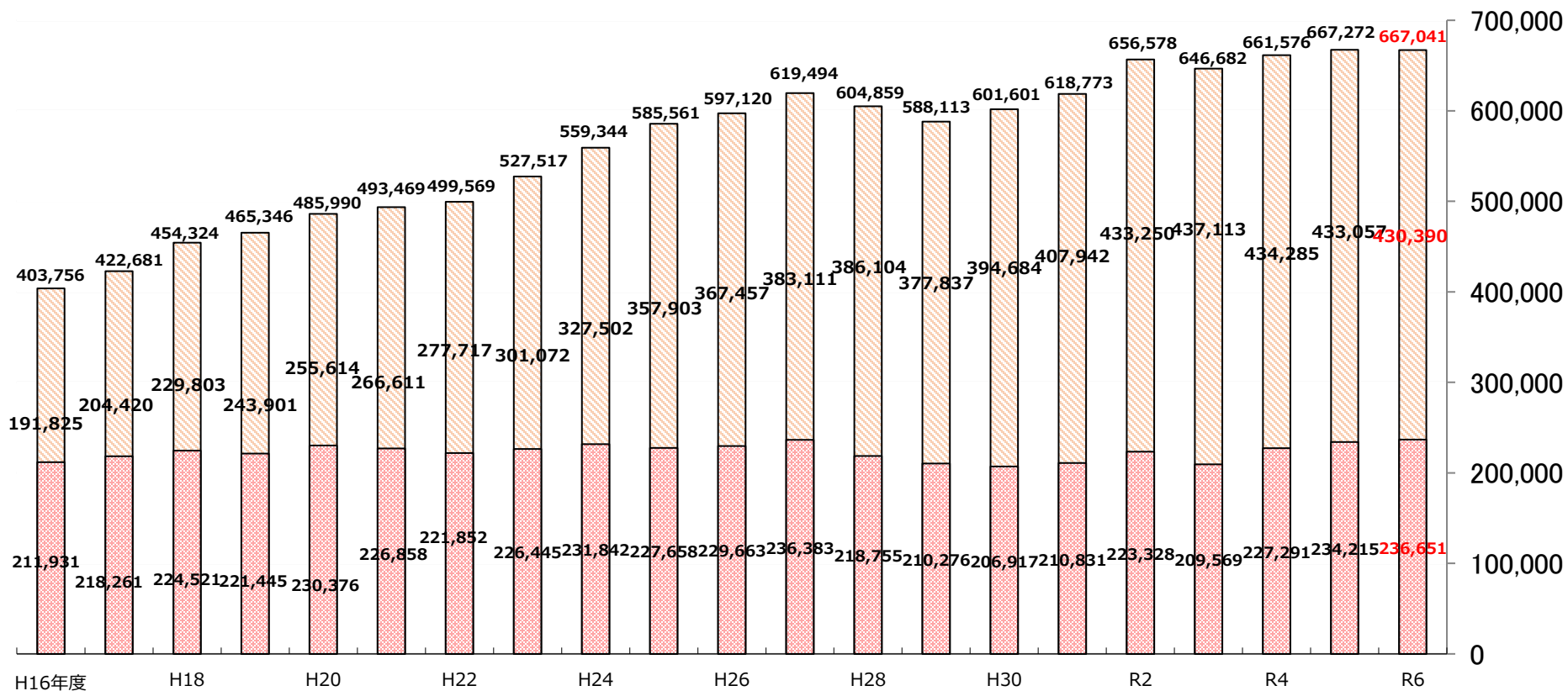
# 女性相談支援センターの都道府県別設置状況（令和7年4月1日）

自治体名	名称	土日祝日の相談対応	24時間の相談対応
1 北海道	北海道立女性相談支援センター	○	
2 青森県	青森県女性相談支援センター	○	
3 岩手県	岩手県福祉総合相談センター	○	
4 宮城県	女性相談支援センター		
5 秋田県	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	○	
6 山形県	山形県女性相談支援センター	○	
7 福島県	福島県女性のための相談支援センター	○	
8 茨城県	茨城県女性相談センター	○	
9 栃木県	とちぎ男女共同参画センター	○	
10 群馬県	群馬県女性相談支援センター	○	
11 埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター	○	
12 千葉県	千葉県女性サポートセンター	○	○
13 東京都	東京都女性相談支援センター (東京都女性相談センター 多摩支所)	○	
14 神奈川県	神奈川県立女性相談支援センター		
15 新潟県	新潟県女性相談支援センター		
16 富山県	富山県女性相談支援センター	○	
17 石川県	石川県女性相談支援センター	○	
18 福井県	福井県児童・女性相談所	○	
19 山梨県	山梨県女性相談支援センター		
20 長野県	長野県女性相談支援センター		
21 岐阜県	岐阜県女性相談支援センター	○	
22 静岡県	静岡県女性相談支援センター	○	
23 愛知県	愛知県女性相談支援センター	○	
24 三重県	三重県女性相談支援センター		
25 滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	○	

自治体名	名称	土日祝日の相談対応	24時間の相談対応
25 滋賀県	滋賀県彦根子ども家庭相談センター		
26 京都府	京都府家庭支援総合センター	○	
27 大阪府	大阪府女性相談センター	○	○
28 兵庫県	兵庫県女性家庭センター	○	
29 奈良県	奈良県中央子ども家庭相談センター	○	
30 和歌山県	和歌山県DV相談支援センター	○	
31 鳥取県	鳥取県福祉相談センター		
32 島根県	島根県女性相談センター (島根県女性相談センター西部分室)	○	
33 岡山県	岡山県福祉相談センター子ども家庭相談部女性相談支援課(女性相談支援センター)	○	
34 広島県	西部子ども家庭センター 女性支援課	○	
35 山口県	山口県男女共同参画相談センター	○	
36 徳島県	徳島県中央子ども女性相談センター 徳島県南部子ども女性相談センター 徳島県西部子ども女性相談センター		
37 香川県	香川県子ども女性相談センター	○	
38 愛媛県	愛媛県福祉総合支援センター	○	
39 高知県	高知県女性相談支援センター	○	
40 福岡県	福岡県女性相談支援センター	○	
41 佐賀県	佐賀県女性相談支援センター		
42 長崎県	長崎県長崎子ども・女性・障害者支援センター		
43 熊本県	熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所)	○	
44 大分県	大分県女性相談支援センター	○	
45 宮崎県	宮崎県女性相談支援センター	○	
46 鹿児島県	鹿児島県女性相談支援センター	○	
47 沖縄県	沖縄県女性相談支援センター	○	
<b>合計</b>	<b>全国50か所</b>	<b>37か所</b>	<b>2か所</b>

# 女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談状況（延べ件数）

○ 相談延べ件数は増加傾向にあり、令和6年度も前年度（過去最高）と同様の高い水準で推移している。



■ 女性相談支援センター

■ 女性相談支援員

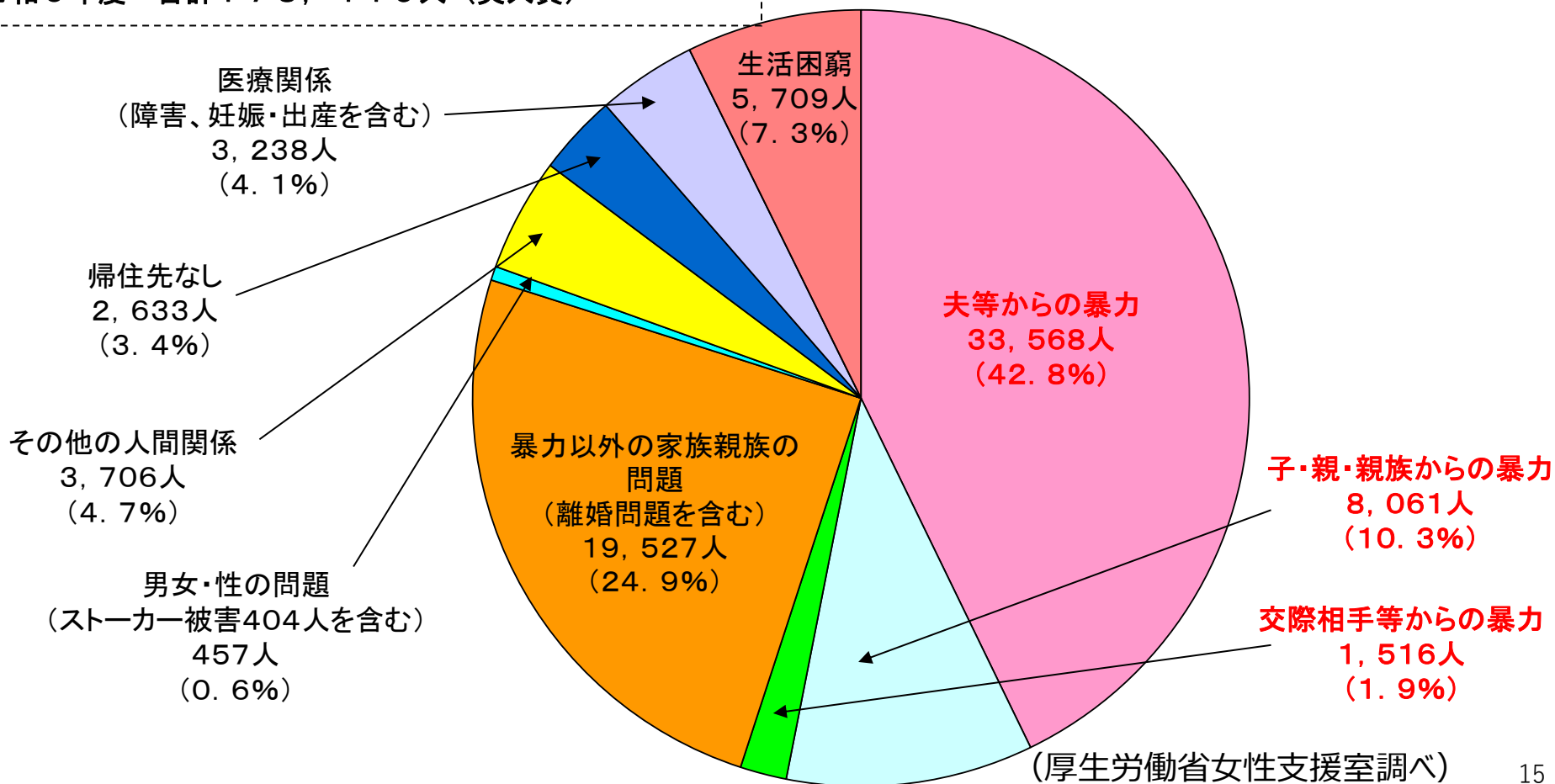
※女性相談支援センターに配置された女性相談支援員を除く

（厚生労働省女性支援室調べ）

# 女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の42.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の55%を暴力被害の相談が占めている。

令和6年度 合計：78,415人（実人員）

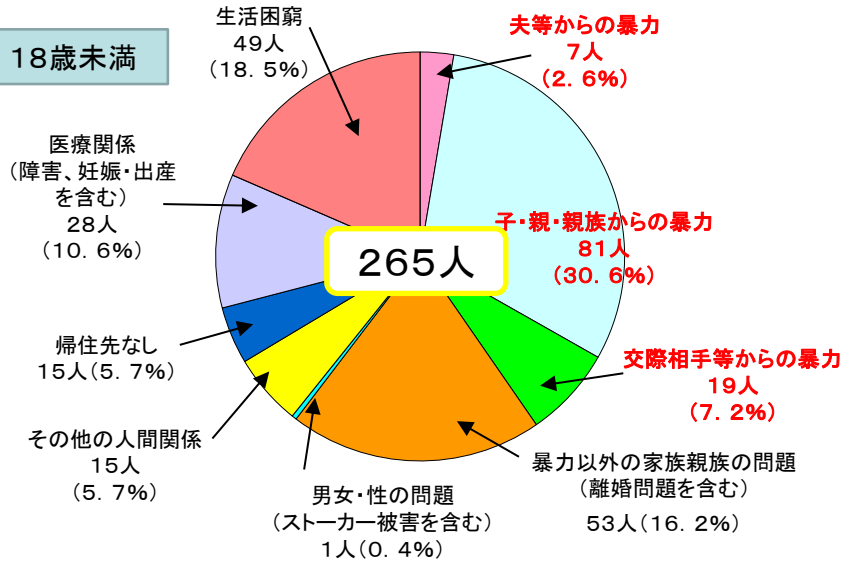


# 女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容（年齢別）

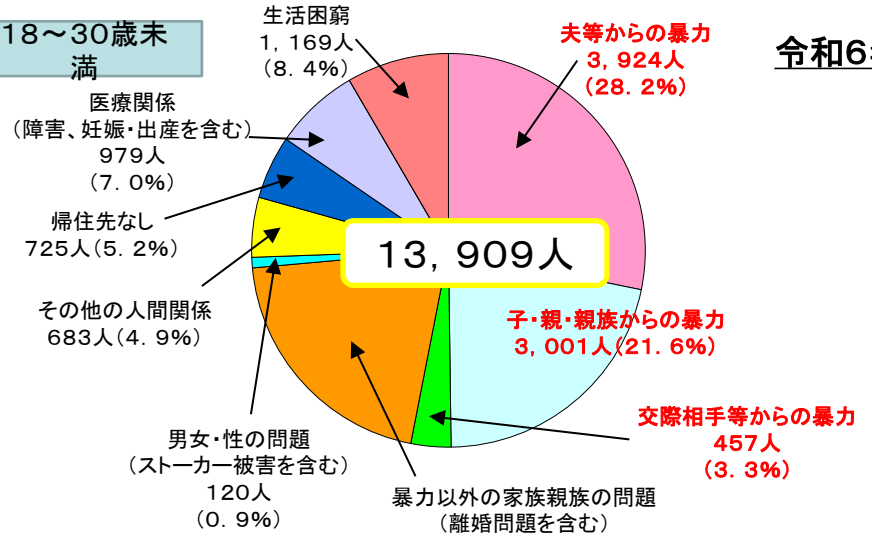
令和6年度

- 30歳未満の区分は、子・親・親族からの暴力、帰宅先なしの占める割合が高い。
- 30歳以上の区分は、夫等からの暴力、暴力以外の家族親族の問題の占める割合が高い。

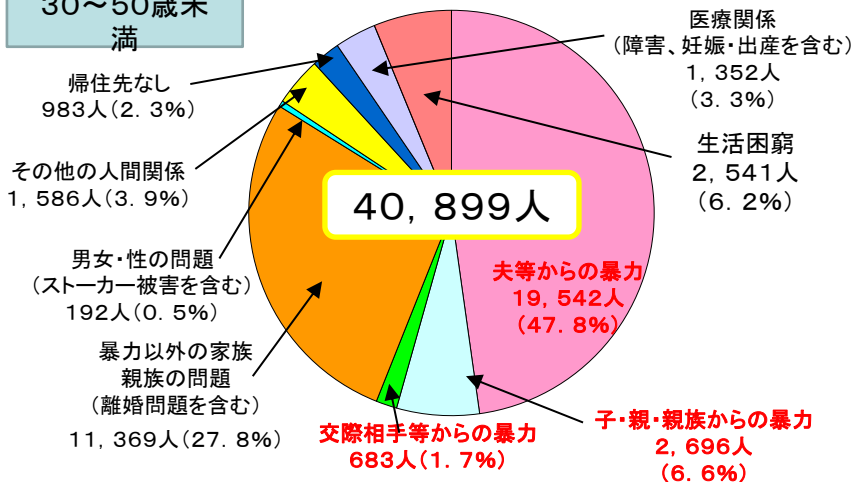
18歳未満



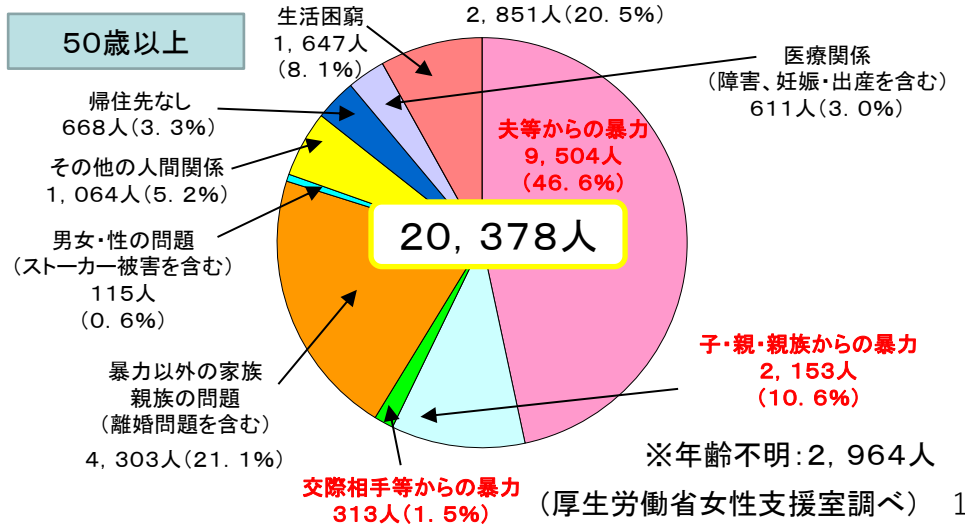
18～30歳未満



30～50歳未満



50歳以上

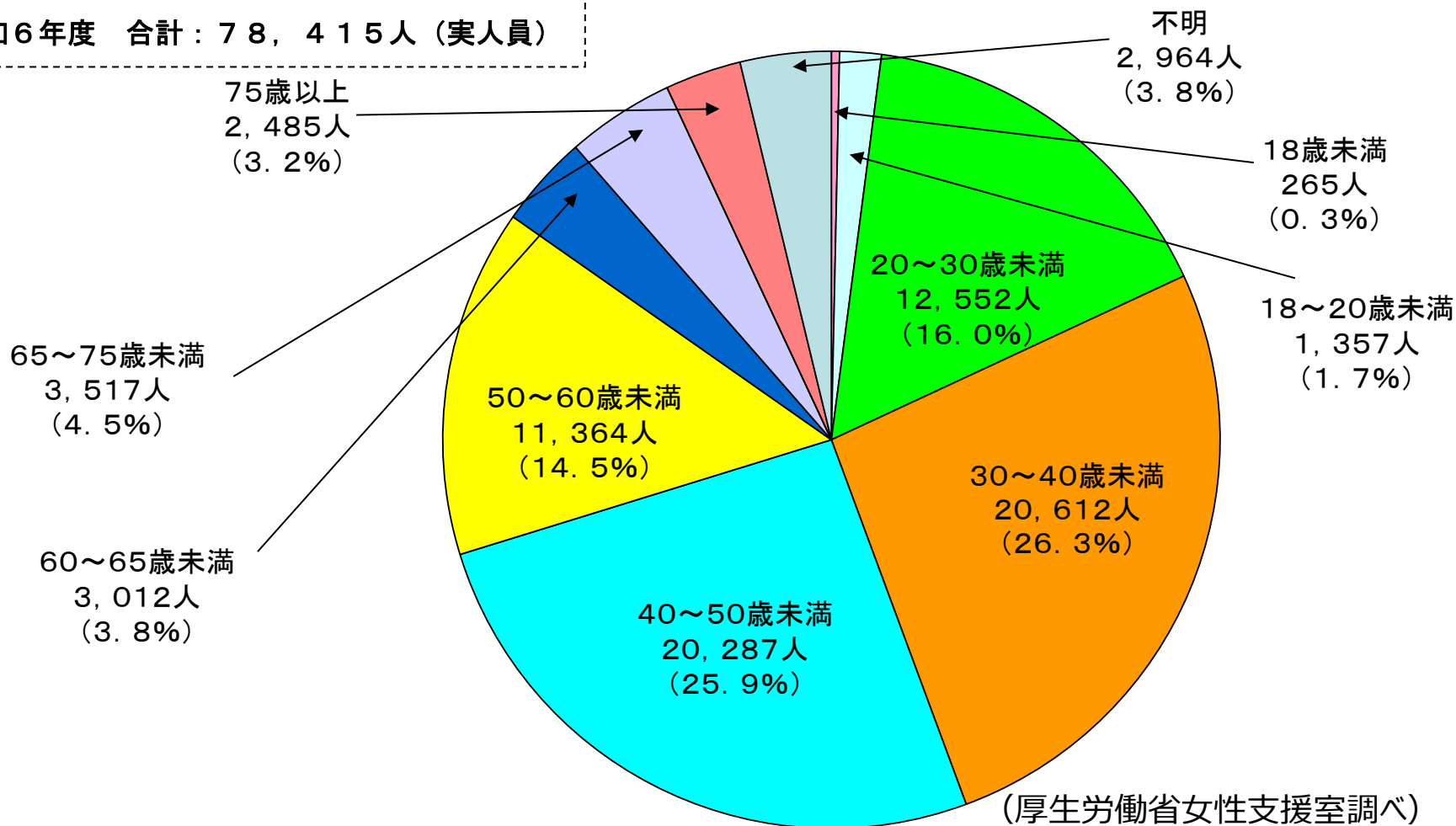


※年齢不明: 2,964人

# 女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談人数（年齢別）

○ 「30～40歳未満」「40～50歳未満」の2つを合わせると全体の52.2%を占める。

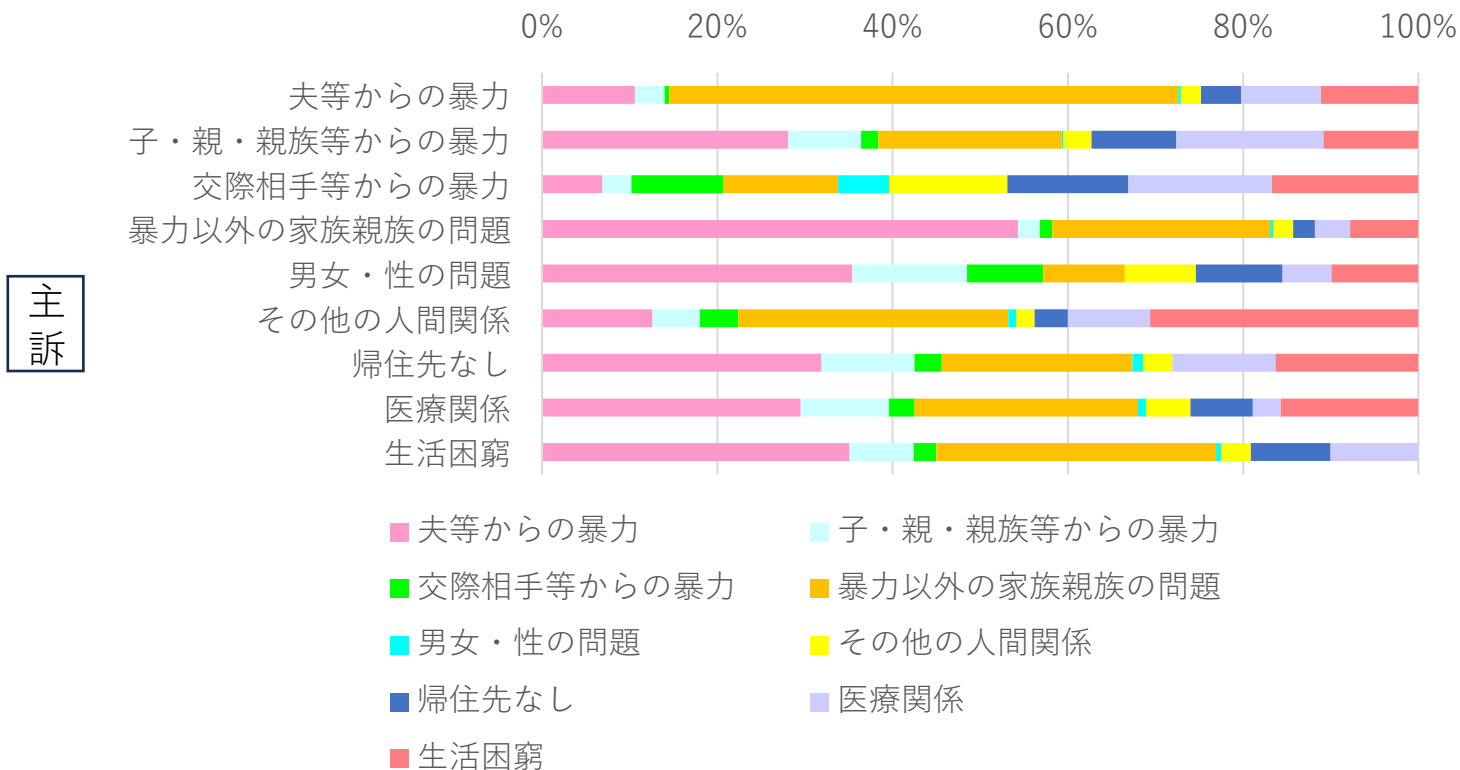
令和6年度 合計：78,415人（実人員）



# 複合的な訴えの状況

- 主訴以外にも、複合的にさまざまな問題を抱えている場合がある。
- 複合的な訴えとしても、「夫等からの暴力」や「暴力以外の家族・親族の問題」を抱えている割合が全体的に高い。
- 「交際相手等からの暴力」が主訴の相談では、他と比較して「帰住先なし」を複合的な訴えとして抱えている割合が高い。

## 主訴ごとの複合的な訴えの状況



※主訴以外に把握した、現在抱えている副訴(複数回答可)の合計数(延べ)に占める各項目数の割合を示したものであり、各副訴を抱える者の割合を人数ベースで示したものではありません。  
 ※調査を開始した令和6年度は、47都道府県中、副訴の状況について回答のあった29自治体分の集計結果。  
 ※主訴と副訴が同じ区分に属する場合についても、主訴と内容が異なるものについては集計対象としている。  
 (例)主訴が「夫等からの暴力」で、副訴として「夫からの性暴力」を抱えている場合 等

# 女性相談支援センター一時保護所の現状

## 根拠法

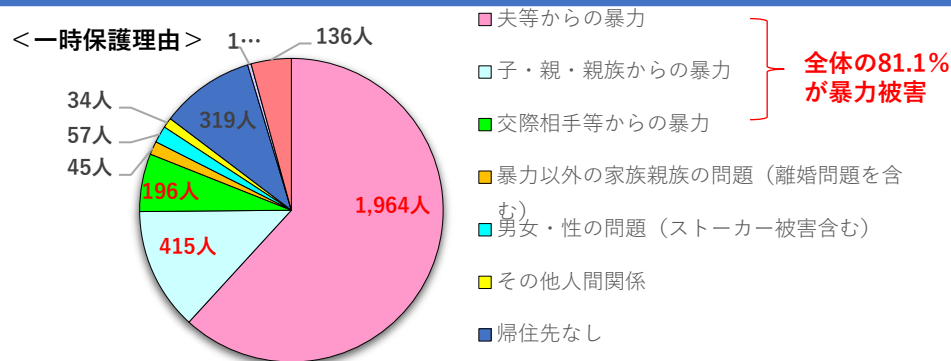
- ・ 女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号及び第6項に基づき、一時保護を行う施設を設け、困難な問題を抱える女性の一時保護を行うものとされている。
- ・ また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号及び第4項に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の一時保護も担っている。

## 支援内容

- (1) **健康状態の把握** : 看護師、（嘱託）医師、保健師等を活用し、支援対象者及び同伴家族の健康状態の把握
- (2) **心理的支援** : 入所に至った経緯や本人の意向等を踏まえつつ、支援対象者及び同伴家族の心理的支援
- (3) **ソーシャルワーク** : 自立に必要な様々な情報提供、個々の状況に応じた支援計画の作成
- (4) **衣食住の提供** : 一時保護を行うとともに、衣食その他日常生活に必要なものの給付
- (5) **学習・保育支援** : 同伴児童に対する学習支援や保育の実施、支援対象者に対する育児に関する助言や支援
- (6) **退所に向けての支援** : 支援対象者の希望に応じた、退所後の支援等の検討・調整

## 実績

- 設置か所数 : 47か所（各都道府県に1か所）
- 一時保護実績（令和6年度における実人数）  
一時保護された女性：3,178人  
同伴家族：2,266人
- 平均在所期間：19.8日（令和6年度実績）
- 一時保護委託件数（令和6年度における実人数）  
一時保護された女性：1,055人  
同伴家族：933人

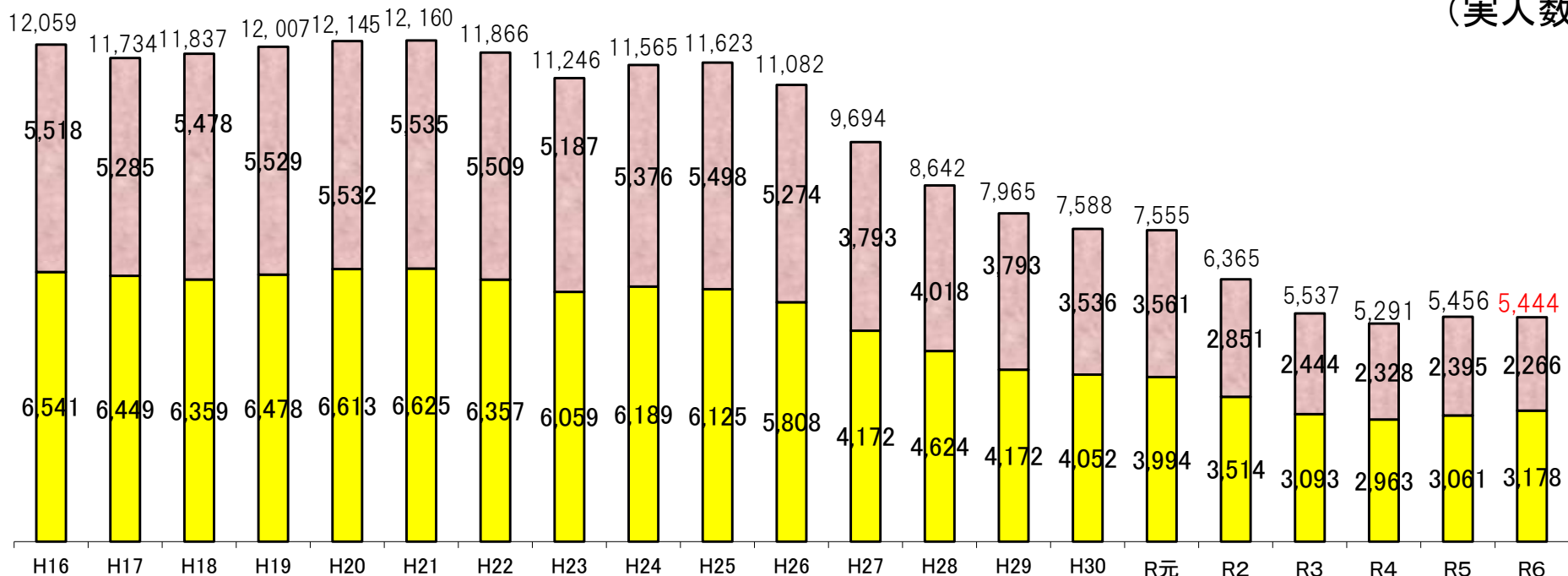


# 女性相談支援センターによる一時保護者数の推移

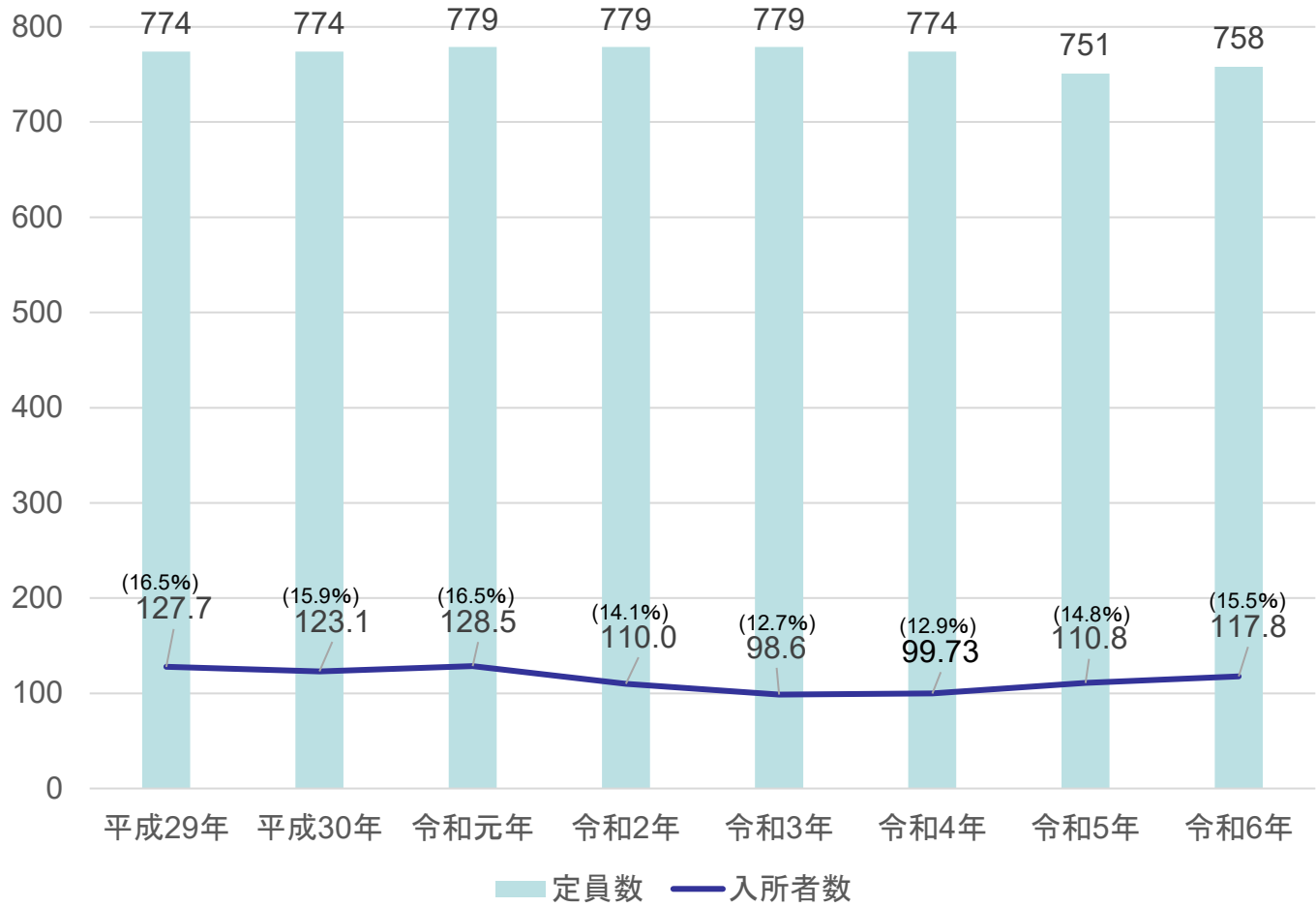
- 女性相談支援センターにより一時保護された女性は3,178人。同伴家族の数は2,266人で、合計5,444人となっている。(一時保護委託を含む。)
- 一時保護の人数は平成16年度から横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少傾向にある。

一時保護された女性
  同伴家族

(実人数)



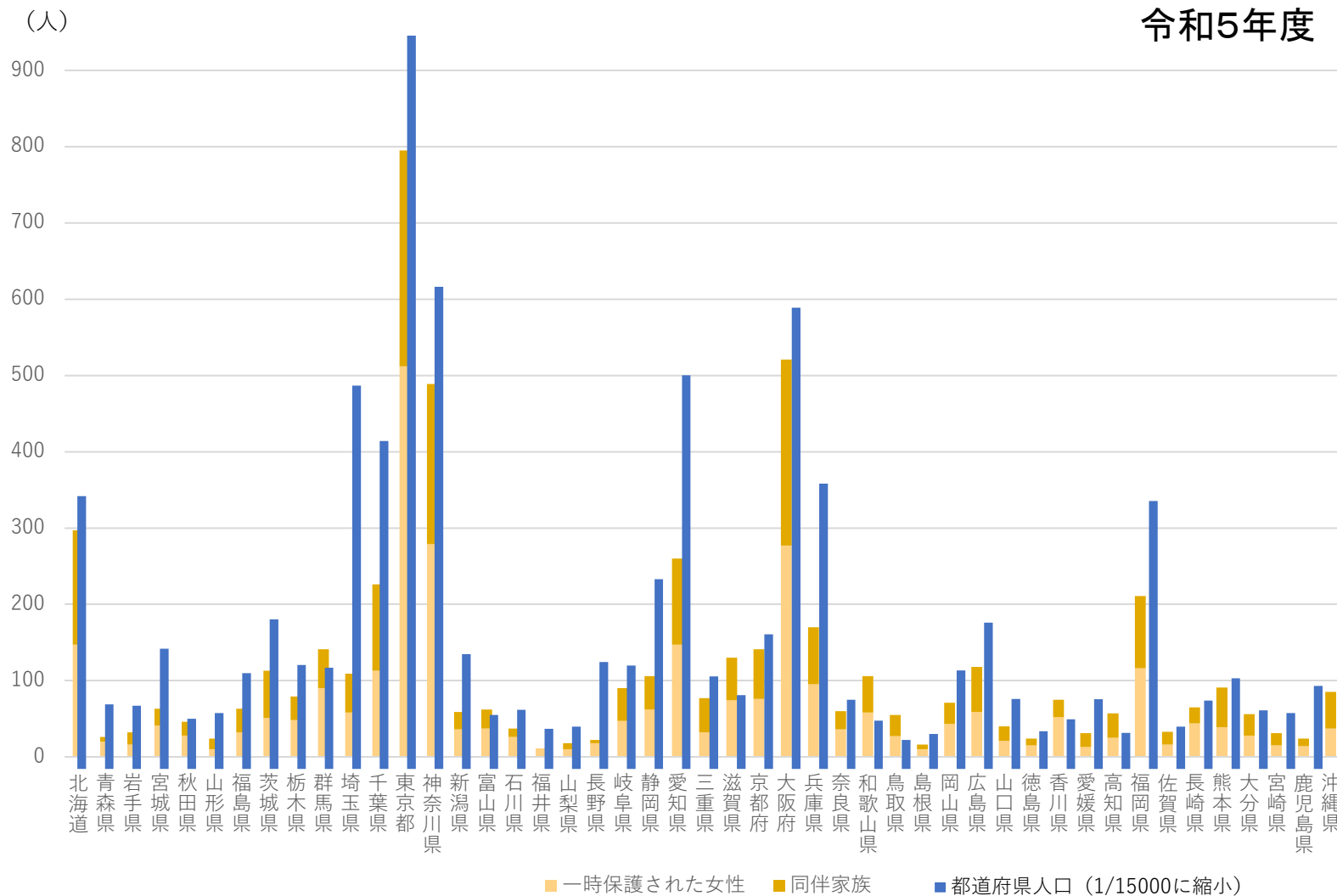
# 一時保護所の入所者（年間平均）数及び定員の推移



※入所者数＝年間延人数÷365  
 ※一時保護委託の人数は含まない

# 女性相談支援センターによる一時保護者数(都道府県別)

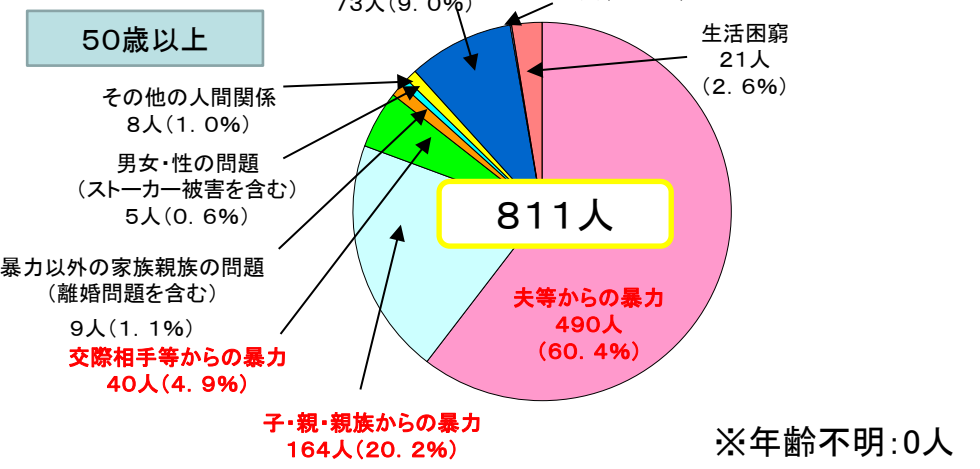
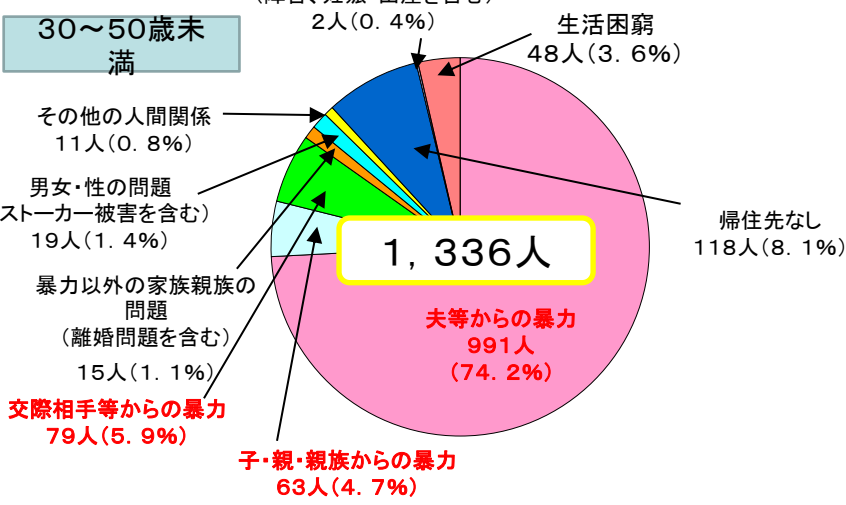
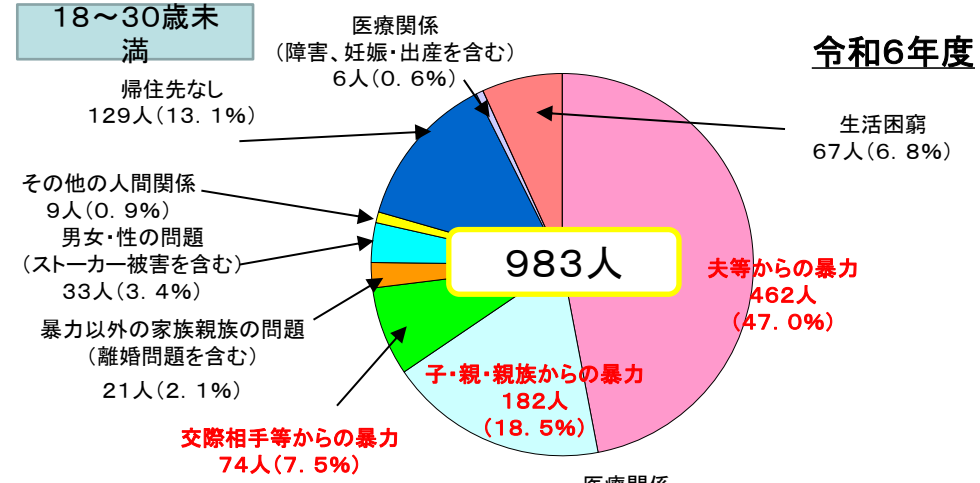
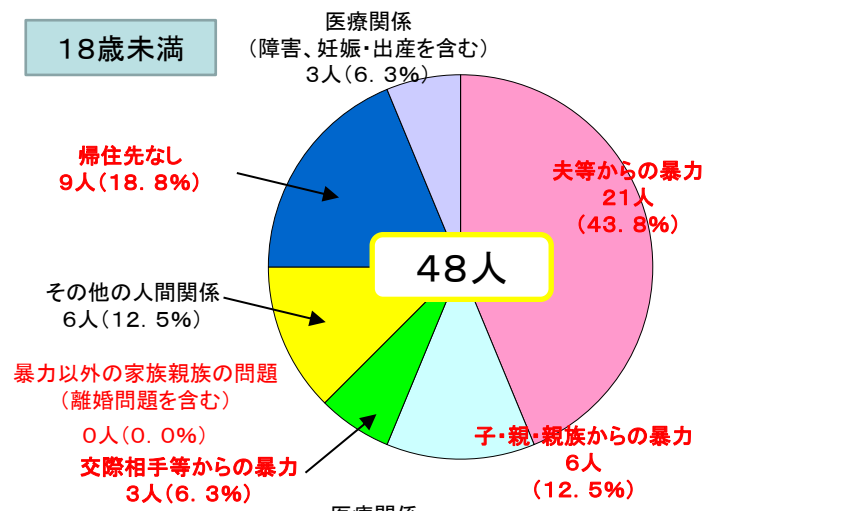
令和5年度



# 女性相談支援センターにおける一時保護の理由（年齢別）

- 30歳未満の区分は、夫等からの暴力、子・親・親族からの暴力、帰宅先なしの占める割合が高い。
- 30歳以上の区分は、夫等からの暴力、子・親・親族からの暴力の占める割合が高い。

令和6年度



※年齢不明:0人

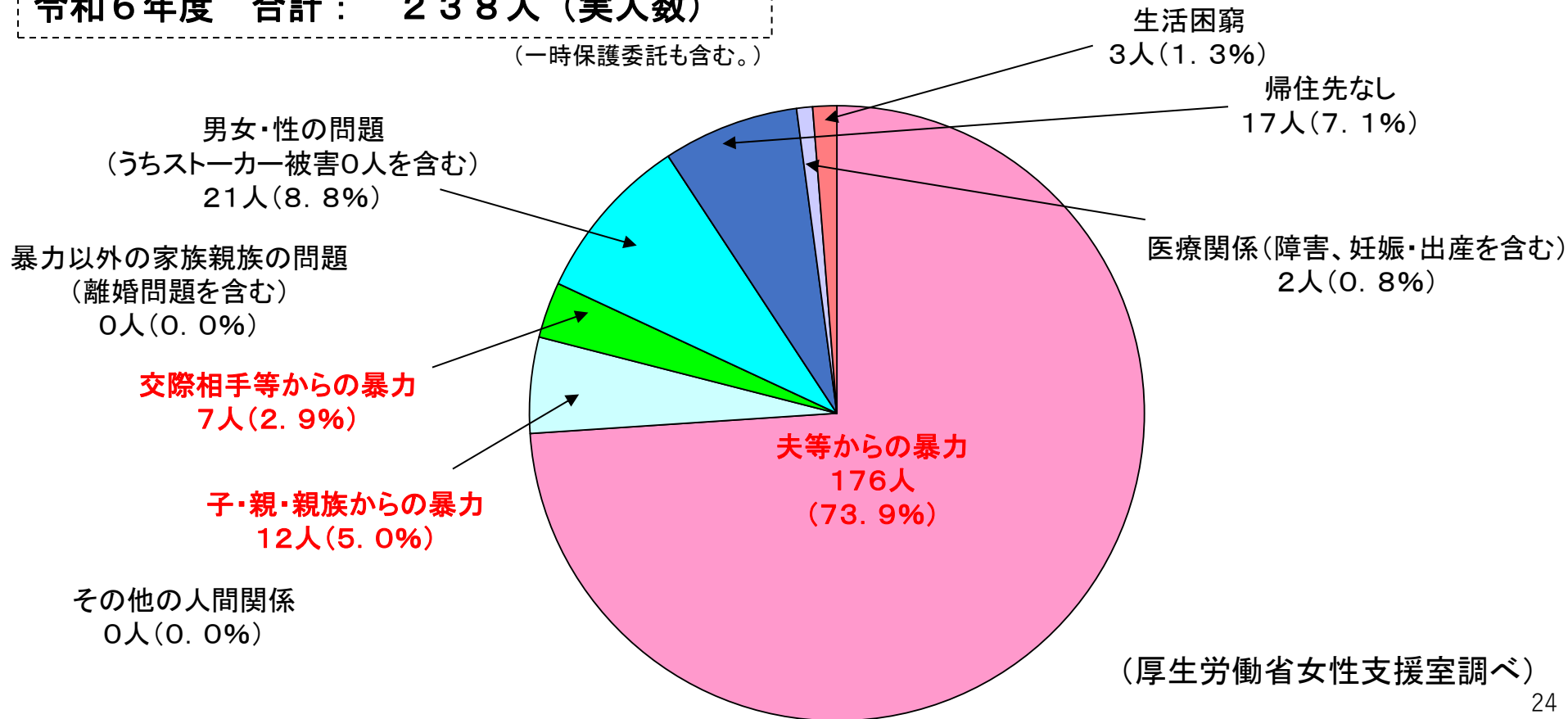
# 女性相談支援センターにおける外国人の 一時保護の理由

- 夫等からの暴力を理由とする保護が全体の73.9%を占めている。また、「子・親・親族」「交際相手等」を含めると、全体の81.8%を暴力被害が占めている。
- 一時保護した238人のうち、在留資格を有していたことが確認できたのは198人。また、在留資格を有していないことが判明したのは12人。

※ 夫等からの暴力を理由とする保護は、日本人も含めた一時保護全体における割合(61.8%)と比較して高い水準にある。

令和6年度 合計： 238人 (実人数)

(一時保護委託も含む。)



(厚生労働省女性支援室調べ)

## 一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 令和6年度における一時保護委託人数(実人員)は、1,988人。  
(女性本人1,055人、同伴家族933人)である。
- 母子生活支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設との委託契約数は年々増加傾向にある。  
また、民間シェルターとの委託契約数も令和4年度以降増加している。

### 一時保護の委託契約施設数(令和7年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	女性自立支援施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
力所数 (注2)	<b>116</b> (105)	<b>81</b> (62)	<b>60</b> (63)	<b>29</b> (27)	<b>22</b> (20)	<b>24</b> (23)	<b>12</b> (10)	<b>19</b> (19)	<b>363</b> (329)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、令和6年4月1日現在

※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。(厚生労働省女性支援室調べ)

(附票) 女性相談支援センターにおける一時保護委託状況(女性本人)(都道府県別)

令和6年度

	一時保護人数									
	うち一時保護委託人数									計
	女性自立支援施設	母子生活支援施設	(母子生活支援施設を除く) 児童福祉施設	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他		
合計										
北海道	177	0	6	0	0	0	106	0	112	
青森県	11	0	2	0	0	1	0	0	3	
岩手県	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城県	52	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田県	18	0	6	0	0	0	0	0	6	
山形県	15	0	1	0	0	2	0	0	3	
福島県	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県	68	0	3	0	0	0	0	0	3	
栃木県	49	0	5	0	0	0	8	0	13	
群馬県	102	0	5	0	0	1	11	1	18	
埼玉県	39	0	0	0	0	0	7	0	7	
千葉県	109	9	20	0	0	0	2	0	31	
東京都	498	184	3	0	0	0	2	0	189	
神奈川県	257	11	0	0	0	0	49	0	62	
新潟県	56	0	7	0	0	0	8	0	15	
富山県	36	0	1	0	0	0	0	0	1	
石川県	36	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井県	17	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	18	0	0	0	1	0	0	0	1	
長野県	18	0	3	2	0	0	0	1	6	
岐阜県	54	3	15	0	0	0	0	0	18	
静岡県	49	3	7	0	0	0	3	1	13	
愛知県	143	37	45	0	0	0	0	1	83	
三重県	45	4	17	0	0	0	0	0	21	

	一時保護人数									
	うち一時保護委託人数									計
	女性自立支援施設	母子生活支援施設	(母子生活支援施設を除く) 児童福祉施設	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他		
合計										
滋賀県	64	0	21	0	0	0	0	0	21	
京都府	74	0	2	0	0	0	0	0	2	
大阪府	301	159	46	0	3	2	5	13	228	
兵庫県	125	42	5	0	0	1	0	11	59	
奈良県	34	0	6	0	0	0	0	0	6	
和歌山県	53	0	1	0	0	0	0	0	1	
鳥取県	29	0	19	0	0	0	0	0	19	
島根県	4	0	1	0	0	0	0	0	1	
岡山県	68	0	0	0	0	0	3	0	3	
広島県	62	5	17	0	0	0	2	0	24	
山口県	19	0	1	0	0	0	1	0	2	
徳島県	14	0	3	0	1	0	0	0	4	
香川県	57	0	1	0	0	0	6	0	7	
愛媛県	15	0	0	0	0	0	1	0	1	
高知県	25	0	2	0	0	0	0	0	2	
福岡県	94	10	33	0	0	0	2	0	45	
佐賀県	23	0	3	0	0	0	0	0	3	
長崎県	29	0	0	0	0	0	1	0	1	
熊本県	23	0	2	0	0	1	0	0	3	
大分県	43	0	4	0	0	0	0	0	4	
宮崎県	25	0	2	0	0	0	5	0	7	
鹿児島県	18	2	2	0	0	0	0	0	4	
沖縄県	42	0	0	0	0	3	0	0	3	
合計	3,178	469	317	2	4	8	9	241	4	1,055

(厚生労働省女性支援室調べ)

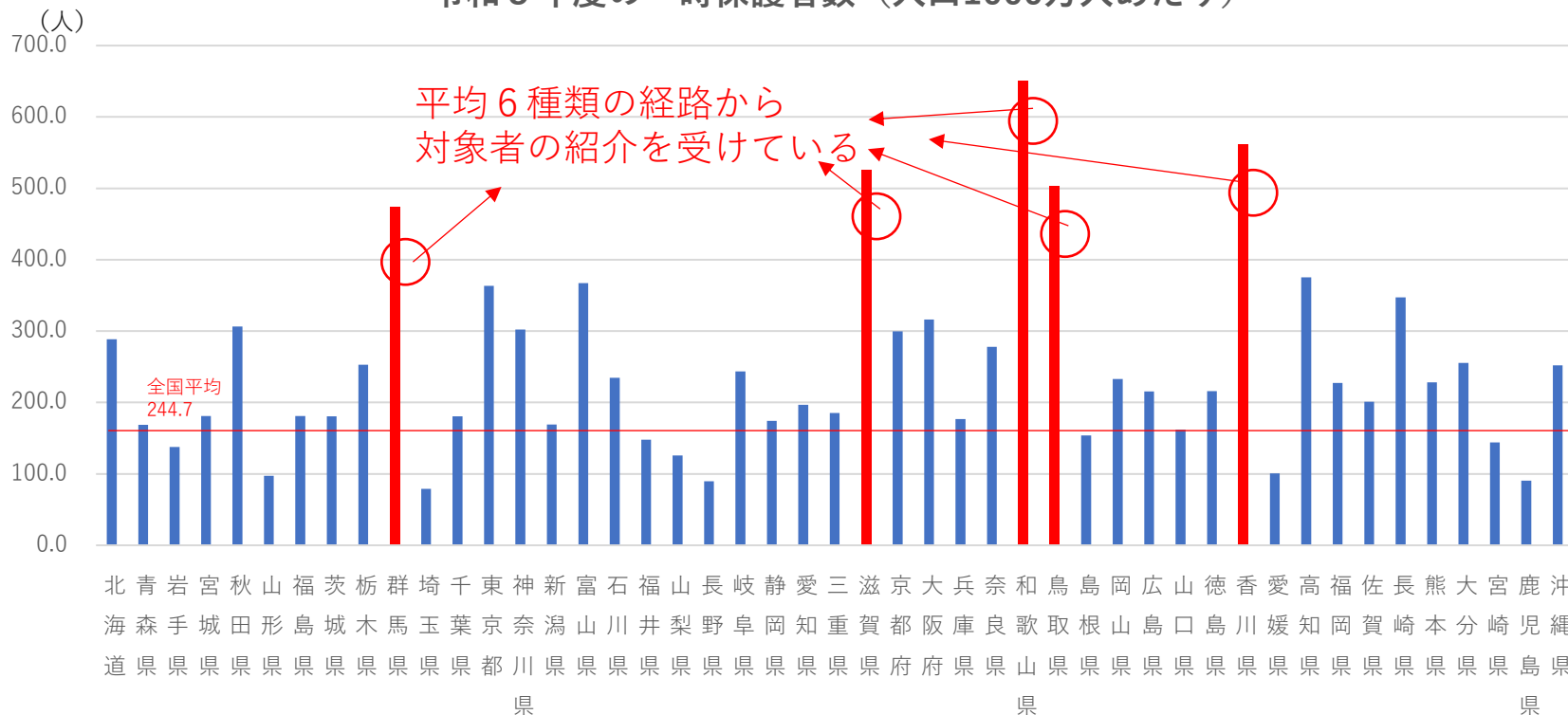
(参考) 昨年度からの増減 (+117 (+24) (-12) (+2) (+1) (+3) (+5) (+55) (+2) (+81) 26)

# 一時保護者数（人口比率）が多い都道府県の特徴

人口あたりの一時保護者数が多い都道府県（上位5県）は、相談経路（※）が多様（平均6種類）。逆に、人口あたりの一時保護者数が少ない都道府県（下位5県）では、相談経路のバリエーションが少ない（平均2種類）。

※相談経路:【警察関係】、【法務関係】、【他の女性相談支援センター】、【他の女性相談支援員】、【福祉事務所】、【他の相談機関】、【社会福祉施設等】、【医療機関】、【教育機関】、【労働関係】、【民間シェルター】、【知人縁故関係】、【DVセンター】、【ワンストップ支援センター】、【民間団体】、【その他】

## 令和5年度の一時保護者数（人口1000万人あたり）



※令和5年度の一時保護者数（一時保護委託分を含む実人員数：本人のみ）

# 女性相談支援員の概要

## 根拠法

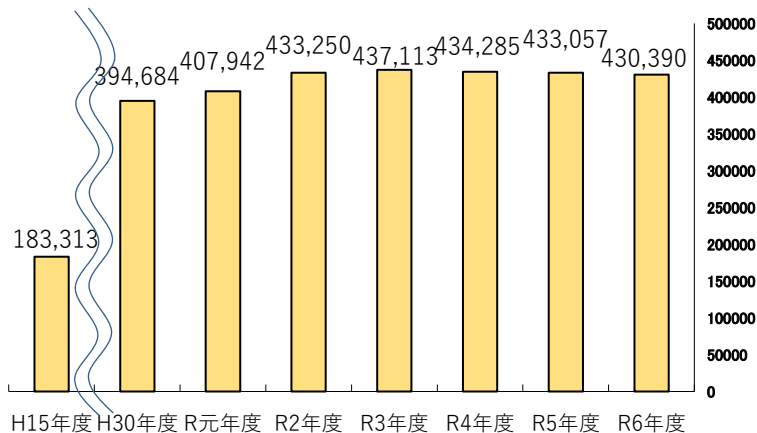
- 女性相談支援員は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第11条に基づき、都道府県及び市町村が配置するものとされている。（都道府県：義務、市町村：努力義務）
- また、任用にあたっては、職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならないものとされている。
- なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第4条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の支援も担っている。

## 支援内容

- 女性相談支援員は相談者の立場に立ち、**①相談対応**、**②要保護性・緊急性のある相談者への安全確保のための支援**、**③新たな生活の再建に向けて、一連の支援の流れが切れ目なく展開されるよう、必要な対応**を行う。
- 女性相談支援員は他分野・他機関と連携・協働し社会資源をコーディネートしながら、地域での中長期的・継続的な自立支援までの流れを切れ目なく支援するソーシャルワーカー（ケースワーカー）としての業務を行う。

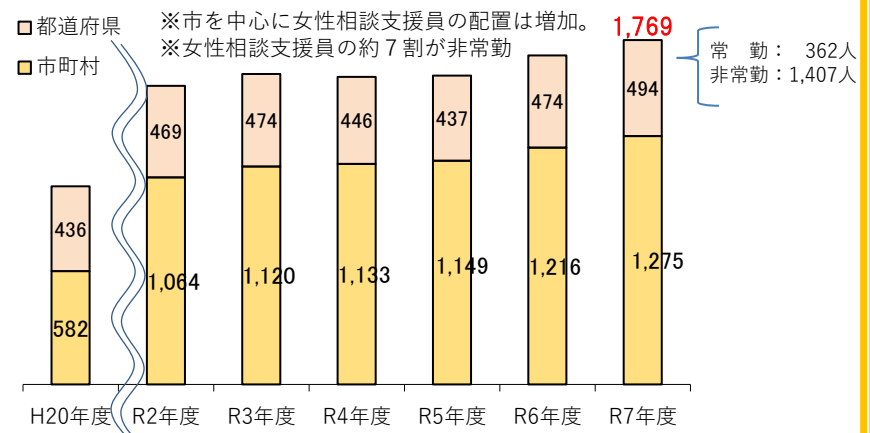
## 実績

○ 女性相談支援員による相談対応件数（延べ件数）



※ 女性相談支援センターに配置された女性相談支援員による相談対応を除く。

○ 女性相談支援員の配置状況



# 女性相談支援員の配置状況と在職年数

○総数1,769人のうち362人、20.5%が常勤となっている。

(常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)

○3年未満の相談員が都道府県では42.1%、市町村では40.8%を占めている。

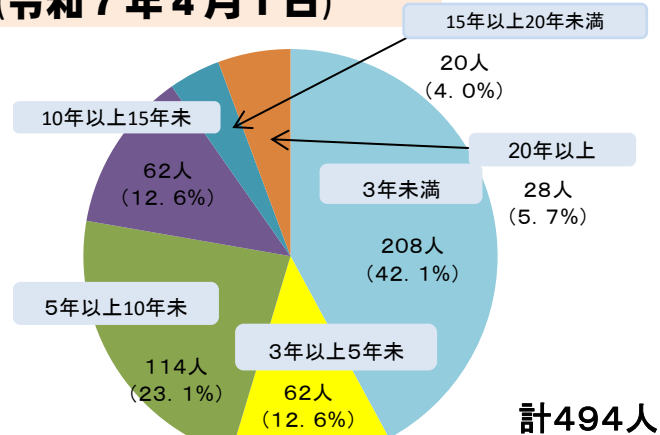
## 配置状況(令和7年4月1日)

(単位:人)

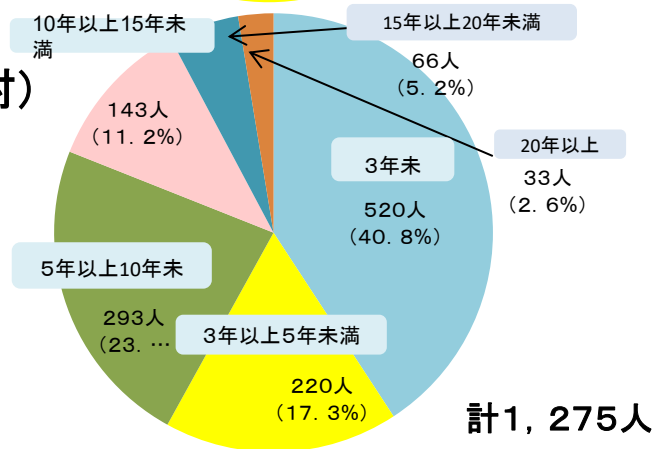
## 在職年数(令和7年4月1日)

	配置状況(令和7年4月1日)			在職年数(令和7年4月1日)			
	県	市町村	合計	県	市町村	合計	
北海道	4	40	44	滋賀県	6	10	16
青森県	8	9	17	京都府	10	9	19
岩手県	2	22	24	大阪府	15	54	69
宮城県	10	33	43	兵庫県	4	64	68
秋田県	8	2	10	奈良県	3	3	6
山形県	9	14	23	和歌山県	15	5	20
福島県	17	9	26	鳥取県	1	6	7
茨城県	13	14	27	島根県	11	8	19
栃木県	12	38	50	岡山県	17	22	39
群馬県	7	17	24	広島県	8	16	24
埼玉県	16	61	77	山口県	7	15	22
千葉県	47	57	104	徳島県	8	5	13
東京都	31	242	273	香川県	5	18	23
神奈川県	40	102	142	愛媛県	4	14	18
新潟県	5	18	23	高知県	7	0	7
富山県	5	8	13	福岡県	24	71	95
石川県	15	12	27	佐賀県	4	8	12
福井県	4	8	12	長崎県	3	6	9
山梨県	4	5	9	熊本県	2	28	30
長野県	12	28	40	大分県	3	2	5
岐阜県	7	12	19	宮崎県	5	17	22
静岡県	5	28	33	鹿児島県	4	19	23
愛知県	26	51	77	沖縄県	13	23	36
三重県	8	22	30	合計	494	1,275	1,769

(県)



(市町村)



(厚生労働省女性支援室調べ)

# 女性相談支援員の配置状況

令和7年4月1日現在

都道府県		都道府県知事による配置	市町村長による配置	計	市区数(A)	女性相談支援員配置市区数(B)	配置率(B/A%)
1	北海道	4	40	44	35	21	60.0%
2	青森	8	9	17	10	6	60.0%
3	岩手	2	22	24	14	14	100.0%
4	宮城	10	33	43	14	6	42.9%
5	秋田	8	2	10	13	1	7.7%
6	山形	9	14	23	13	13	100.0%
7	福島	17	9	26	13	5	38.5%
8	茨城	13	14	27	32	7	21.9%
9	栃木	12	38	50	14	14	100.0%
10	群馬	7	17	24	12	6	50.0%
11	埼玉	16	61	77	40	21	52.5%
12	千葉	47	57	104	37	17	45.9%
13	東京	31	242	273	49	49	100.0%
14	神奈川	40	102	142	19	19	100.0%
15	新潟	5	18	23	20	7	35.0%
16	富山	5	8	13	10	4	40.0%
17	石川	15	12	27	11	5	45.5%
18	福井	4	8	12	9	5	55.6%
19	山梨	4	5	9	13	2	15.4%
20	長野	12	28	40	19	19	100.0%
21	岐阜	7	12	19	21	11	52.4%
22	静岡	5	28	33	23	20	87.0%
23	愛知	26	51	77	38	11	28.9%
24	三重	8	22	30	14	14	100.0%
25	滋賀	6	10	16	13	9	69.2%
26	京都	10	9	19	15	5	33.3%
27	大阪	15	54	69	33	21	63.6%
28	兵庫	4	64	68	29	20	69.0%
29	奈良	3	3	6	12	1	8.3%
30	和歌山	15	5	20	9	2	22.2%
31	鳥取	1	6	7	4	4	100.0%
32	島根	11	8	19	8	3	37.5%
33	岡山	17	22	39	15	4	26.7%
34	広島	8	16	24	14	10	71.4%
35	山口	7	15	22	13	10	76.9%
36	徳島	8	5	13	8	3	37.5%
37	香川	5	18	23	8	8	100.0%
38	愛媛	4	14	18	11	7	63.6%
39	高知	7	0	7	11	0	0.0%
40	福岡	24	71	95	29	11	37.9%
41	佐賀	4	8	12	10	7	70.0%
42	長崎	3	6	9	13	4	30.8%
43	熊本	2	28	30	14	14	100.0%
44	大分	3	2	5	14	1	7.1%
45	宮崎	5	17	22	9	7	77.8%
46	鹿児島	4	19	23	19	6	31.6%
47	沖縄	13	23	36	11	11	100.0%
<b>合計</b>		494	1,275	1769	<b>815</b>	465	57.1%

# 女性自立支援施設の概要

## 根拠法

- ・ 女性自立支援施設は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第12条に基づき、都道府県が設置でき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護等を行うものとされている。
- ・ また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第5条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の保護も担っている。

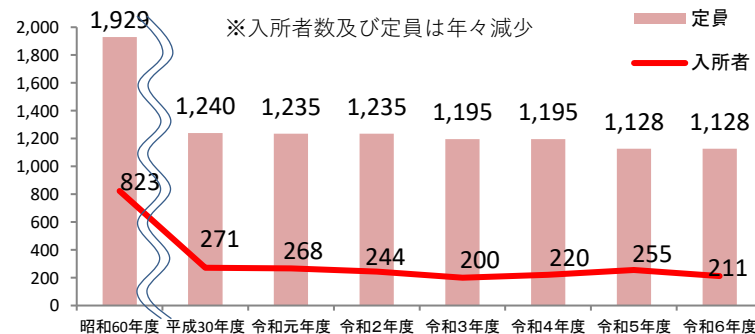
## 支援内容

- (1) **生活環境の整備** : 心理療法担当職員や個別対応職員等による被害回復に向けた支援、衣食住の提供、日常生活支援
- (2) **同伴家族への支援** : 心理的ケア、通園・通学支援、学習支援
- (3) **就労・就学支援** : 公共職業安定所や民間団体等と連携した職業訓練の受講や就職活動に向けた支援、奨学金制度等の情報提供
- (4) **地域移行支援** : 健康面、経済面、暮らし方等を踏まえた入所者の意向確認、退所に向けた関係機関等との調整
- (5) **アフターケア** : 退所後の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供 等

## 実績

- 設置か所数：47か所（※）  
※ 青森県、富山県、山梨県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、熊本県が未設置。
- 入所実績：656人（令和6年度における実人数）（※）  
※ うち406人が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。（全体の61.9%）  
※ このほか、同伴家族232人（うち同伴児童229人）が入所している。
- 平均在所期間：117.7日（令和6年度実績）

○ 女性自立支援施設の定員と入所者の推移



注) 入所者のうち、昭和60年度は10/1時点の入所者数、平成30年度以降は年間平均入所者数

# 女性自立支援施設の都道府県別設置状況

令和7年4月1日現在

都道府県名	名 称	設置運営
北海道	北海道立女性相談支援センター	公設公営
青 森	—	—
岩 手	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑	民設民営
宮 城	女性自立支援施設 宮城県コスモスハウス	公設民営
秋 田	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	公設公営
山 形	女性自立サポートハウス	公設公営
福 島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨 城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃 木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群 馬	三山寮	公設公営
埼 玉	埼玉県男女共同参画推進センター	公設公営
千 葉	女性自立支援施設 望みの門学園	民設民営
	かいた婦人の村	民設民営
東 京	救世軍新生寮	民設民営
	社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍 婦人寮	民設民営
	慈愛jiai	民設民営
	いずみ寮	民設民営
	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	民設民営
神奈川	神奈川県女性自立支援施設 さつき寮	公設民営
新 潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富 山	—	—
石 川	石川県白百合寮	公設公営
福 井	福井県若草寮	公設公営
山 梨	—	—
長 野	長野県立ときわぎ寮	公設公営
岐 阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静 岡	清流荘	公設民営
愛 知	白菊荘	民設民営
	成願荘	民設民営

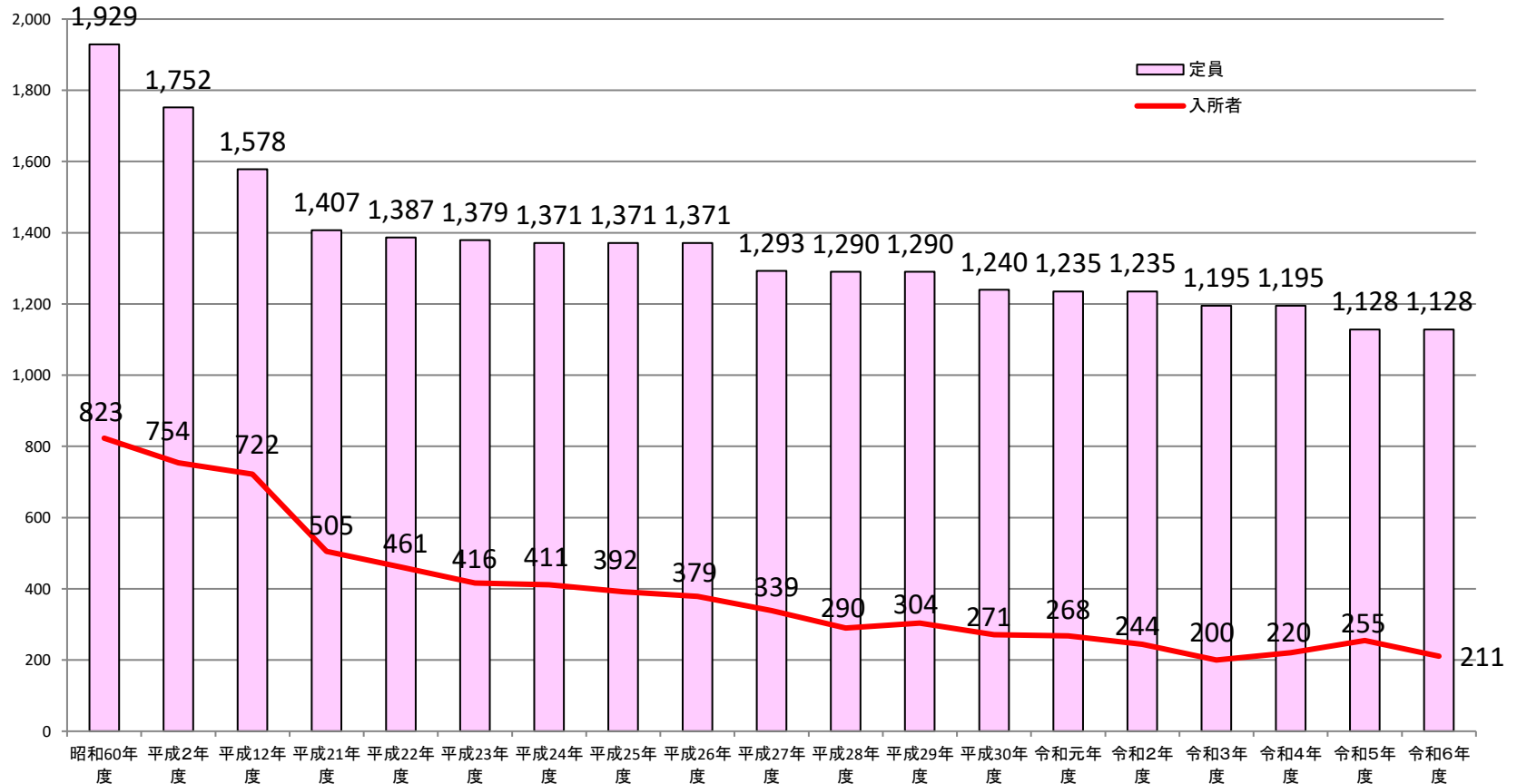
都道府県名	名 称	設置運営
三 重	女性自立支援施設 あかつき	民設民営
滋 賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京 都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大 阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
	大阪府立女性自立支援センター のぞみ寮	公設民営
兵 庫	女性自立支援施設 神戸婦人寮	民設民営
	女性自立支援施設 チアホームひめじ	民設民営
奈 良	—	—
和歌山	和歌山県なぐさホーム	公設公営
鳥 取	—	—
島 根	—	—
岡 山	—	—
広 島	シャロン・ハウス	民設民営
山 口	山口県大内寮	公設公営
徳 島	徳島県立女性自立支援施設しらぎ寮	公設公営
香 川	香川県子ども女性相談センター「玉藻寮」	公設公営
愛 媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高 知	高知県女性自立支援施設	公設公営
福 岡	アベニール福岡	公設民営
佐 賀	社会福祉法人たちばな	民設民営
長 崎	長崎県立清和寮	公設公営
熊 本	—	—
大 分	大分県女性自立支援施設	公設公営
宮 崎	県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団 女性自立支援施設 フェリオ鹿児島	民設民営
沖 縄	女性自立支援施設うるま	公設民営
全国47か所		

## 女性自立支援施設の入所者数及び定員の推移

○女性自立支援施設の入所者数及び定員は年々減少している。

○定員に対する充足率も低下している。 昭和60年 42.7% → 令和6年度 18.7%

(単位:人)



注)入所者のうち、平成17年度までは10/1時点の入所者数、平成17年度以降は年間平均入所者数

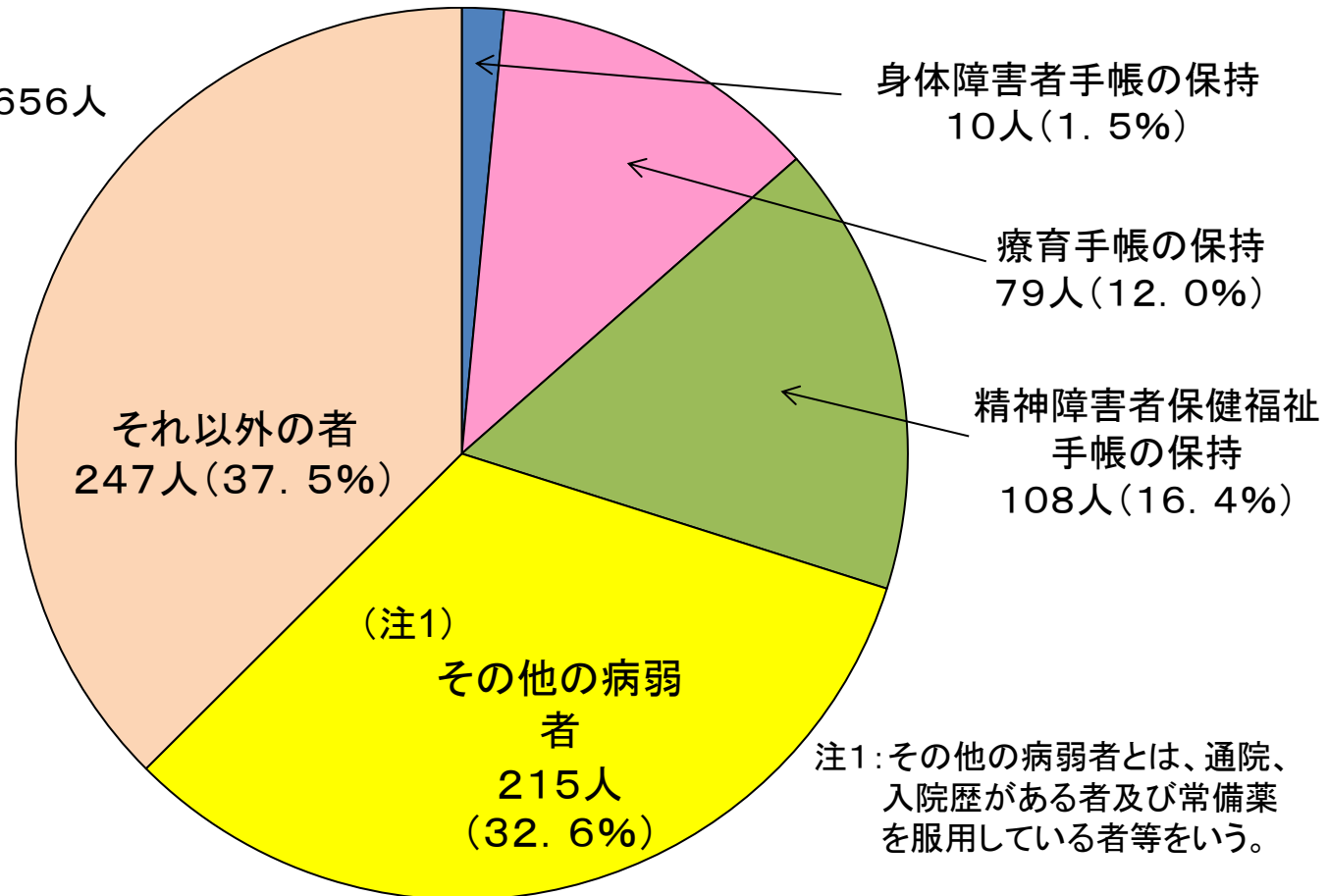
# 女性自立支援施設入所者の心身の状況

- 入所者のうち、6割以上の女性が何らかの障害あるいは病気を抱えている。
- 手帳は保持していないが、その他の病弱者にあたる入所者が増加している。(H26年:192人、18.0%)
- 精神障害者保健福祉手帳の保持者の割合が増加している。(H26年:101人、9.5%)

令和6年度

女性自立支援施設入所者数 656人

※うち8人は重複障害の者



# 女性支援と障害福祉との連携について

1. 女性支援新法等の概要について
2. 女性支援事業の現状・課題について
- 3. 令和8年度予算について**

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額  
令和7年度補正予算において別途予算措置：2.7億円

## 1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

### (2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

### (3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

### (4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

**また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。**

### (5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

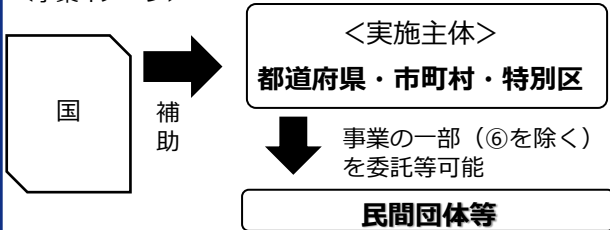
### (6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

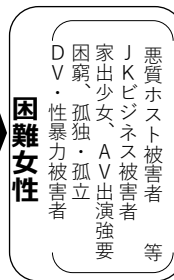
### (7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



- |   |  |
|---|--|
| ① | アウトリーチ支援・SNS相談【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ） |
| ② | 居場所の確保（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援）          |
| ③ | 自立支援（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援） |
| ④ | ステップハウス（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所） |
| ⑤ | アフターケア（地域生活を定着させるための継続的な支援）                  |
| ⑦ | 支援体制強化（ICT導入支援）                              |



⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）  
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和5年度：5自治体（9団体）  
令和6年度：13自治体（28団体）  
令和7年度：23自治体（44団体）

# 女性自立支援施設通所型支援モデル事業【令和6年度創設】

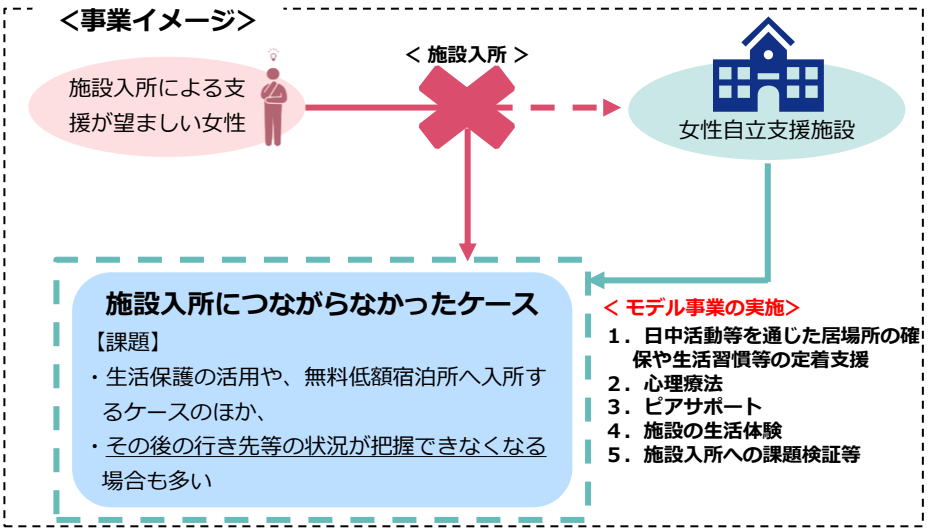
令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援**  
日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。
- 2. 心理療法**  
定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。
- 3. ピアサポート**  
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。
- 4. 施設の生活体験**  
施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。
- 5. 施設入所への課題検証等**  
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県 【補助率】 3 / 4  
 【補助単価案】 1施設当たり5,660千円、4の利用者一人当たり日額2,405円、賃借料加算 1施設当たり3,000千円（最大）  
 【令和7年度事業実施自治体】 2自治体

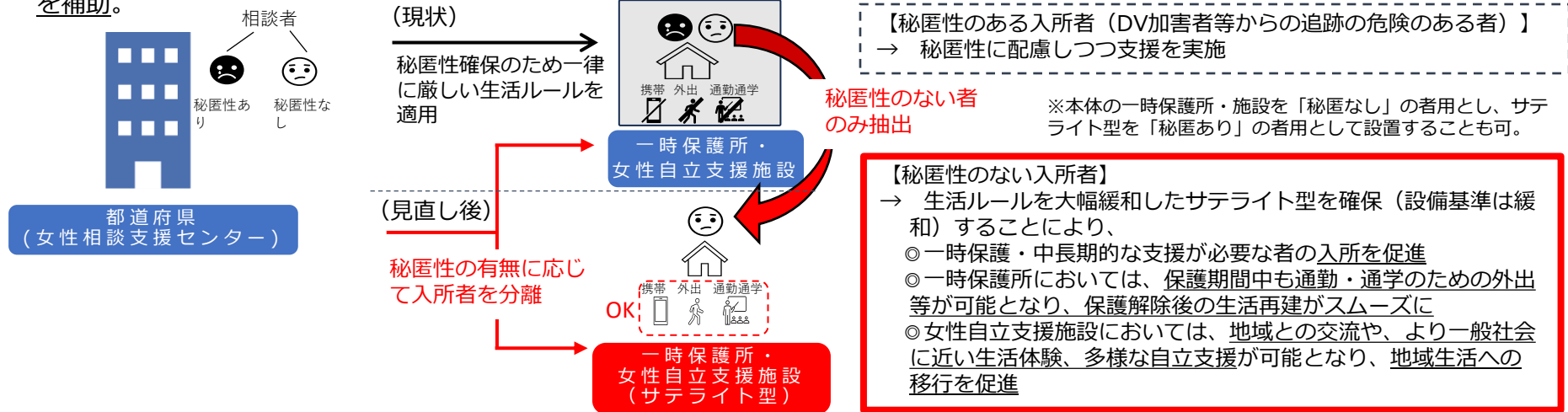
令和7年度補正予算額 40百万円

## 1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が地域で安心して自立生活を送るためには、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することが重要である。
- 一方で、現在の一時保護所・女性自立支援施設では、DV加害者等からの追跡のおそれのある入所者を守るため、原則としてすべての入所者に対して厳しい生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止）を一律に課しているため本人の入所同意が得られず、個々の入所者の状況に応じた支援を行うことが困難な状況にある。
- このため、秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時的保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、一時保護や中長期的な支援が必要な者の入所を促進するとともに、地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、保護解除後の生活再建や入所者の地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 本体の一時的保護所・女性自立支援施設に加え、「秘匿性なし」の者用の一時的保護所・施設をサテライトで設置する場合（※）に賃借料を補助。



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県  
【補助率】 3 / 4

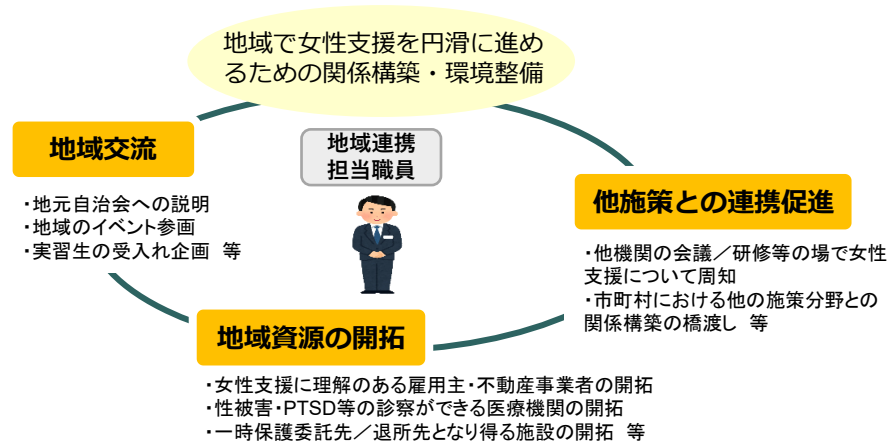
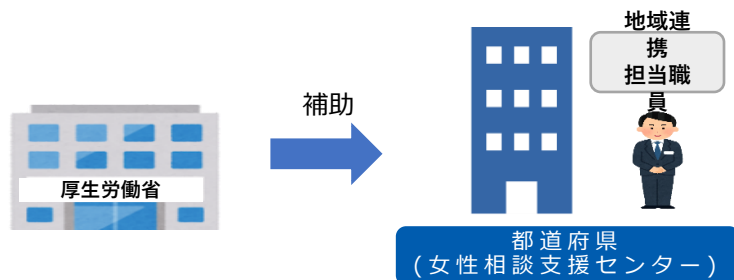
令和7年度補正予算額 48百万円

## 1 事業の目的

- 生活困窮や性暴力被害、障害など多様で複合的な困難を抱える女性について、自立した安定的な地域生活を支援するためには、地域のコミュニティや関係機関との連携を深めることが重要。また、女性支援に係る資源の偏り等による地域格差の拡大が指摘される中、地域からも女性支援ニーズのある者を把握し支援につなげる必要があるが、売春防止法の影響や、追跡のおそれのあるDV被害者の秘匿性等が壁となり、困難女性の抱える背景や他分野にまたがる支援ニーズ等が地域で知られておらず、具体的な連携につながりにくい状況がある。
- このため、女性相談支援センター等において、現在抱えている個別のケース支援のための連携にとどまらず、地域における今後の支援を円滑に進めるため、女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施し、女性支援における地域連携の推進に向けた効果を検討する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援センター等に地域連携担当職員を配置し、地域の女性支援ニーズを把握しながら、地域資源の開拓や、地域交流のコーディネート等を行う。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県  
【補助率】 3 / 4

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（支援調整会議）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 支援調整会議

#### ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援体制の地域における全体像、②調整会議全体の評価等について協議を行う。

#### イ 実務者会議

実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①個別ケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

#### ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

### (2) 調整機関

調整担当者を置き、支援調整会議に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。

### 困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（支援調整会議）

- ・福祉事務所（女性支援担当課）
- ・女性相談支援センター
- ・女性自立支援施設
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・ワンストップ支援センター
- ・児童相談所
- ・警察
- ・医療機関
- ・市町村保健センター
- ・保健所
- ・教育委員会
- ・司法関係機関
- ・社会福祉協議会
- ・民間団体
- ・就労支援機関 等

### ＜支援調整会議の開催＞

1. 代表者会議
2. 実務者会議
3. 個別ケース検討会議

### 支援の実施

個別ケース検討会議等にて話し合われた支援の方向性、各関係機関・職種のある家族に対して適切な支援を行う

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）  
【補助単価案】1自治体当たり 8,606千円

【補助率】国1/2、都道府県・市町村1/2  
【令和7年度事業実施自治体】28自治体

## 他施策との連携に関する通知(概要)

### ○こども施策と女性支援施策との連携について

(令和5年9月1日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課長・家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長連名通知)

- ・ こども担当部局等において、児童虐待や子育て支援、ひとり親支援に係る調査や相談の中で困難女性を把握した場合には、自治体の女性支援担当部局、女性相談支援センター、女性相談支援員へ連絡すること
- ・ こども担当部局等において未成年女性を一時保護するにあたっては、女性支援窓口等との連携や、児童相談所から女性自立支援施設等への一時保護委託も含め、女性相談支援センターとの具体的な連携方法をあらかじめ協議しておくこと
- ・ 困難女性の同伴児童について、必要に応じ保育やショートステイ、社会的養育等の適切な支援につなげるため、女性自立支援施設等と児童相談所、市町村の児童福祉主管課等で連携すること
- ・ 女性支援担当部局等において、自立支援（生活支援として保育等の子育てサービスや障害福祉サービス・家庭支援事業、居住支援として妊産婦等生活援助事業や母子支援施設の利用）に関する連携のため、地域資源の把握や連携に努めること
- ・ 要対協や支援調整会議に互いに参画し、情報共有や関係性づくり、研修等を通じた日頃からの認識共有に努めること

### ○困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携について

(令和6年6月24日付け厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・地域福祉課長連名通知)

### ○女性支援施策と精神保健医療福祉施策の連携について

(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・障害保健福祉部精神・障害保健課長連名通知)

- ・ 日常的な連携体制を確保すること（合同研修の実施、相談窓口に双方の制度リーフレットを設置する等）
- ・ 自立相談支援機関や精神保健福祉センター等において、担当地域の女性相談支援3機関の連絡先等を把握し、一時保護や施設利用等の対象となる女性を把握した際には連携を検討すること
- ・ 相互の支援調整会議への参画等を通じて連携を深めること

# 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」について

## 「あなたのミカタ」とは・・・

- 「あなたのミカタ」は、DVや性被害・性暴力、家庭の状況その他様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイト（令和6年1月31日に公開）。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の相談窓口などを掲載。

## 主なコンテンツについて

### 各地域の支援窓口一覧

自治体別の支援窓口や支援内容に関する情報（窓口の名称、電話番号、受付時間、支援内容、HPなど）を掲載。

### お悩み・相談先リスト

女性が抱える悩み（DV、性的な被害、妊娠・出産、ひとり親、ストーカー、こころの不調、依存症、その他生活の困窮など）ごとに、受けられる支援や相談窓口に関する情報（相談窓口の名称、連絡先など）を掲載。

### コラム・インタビュー

支援現場における支援事例や、かつて支援を必要とする当事者だった方へのインタビューなど、女性が抱える困難な問題とその支援の実例等についてコラムを掲載。

### 支援者向け情報

自治体における支援事例や連携事例、国の関係通知、調査研究等の成果物、女性支援の広報啓発に活用可能なポスターカード等を掲載。

※コンテンツは順次更新予定

困難な問題を抱える女性を支える  
あなたのミカタ

支援窓口を  
探す

お悩み・  
相談先リスト

コラム・  
インタビュー

セルフチェック

自治体の  
担当者様へ

☎#8778  
(はなそうじやあ)

検索

厚生労働省

全ての困難な問題を抱える女性に、  
“あなたのミカタ”があります。

電話で相談する #8778

検索 支援窓口を探す

困難な問題を抱える女性を支える  
あなたのミカタとは

「私の悩みは誰にもわかってもらえない」  
「自分さえ我慢すれば・・・」

その悩み、一人で悩まなくても大丈夫。  
悩みや困難の背景や理由は、人それぞれ違います。

あなたの勇気に寄り添い  
支援する陣方が必ずいます。

性被害/性暴力の悩み

DV被害の悩み

お金の問題

ストーカー被害の悩み

電話で相談

お近くの  
相談窓口

専門家が  
対応いたします

女性支援特設サイト「あなたのミカタ」：<https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>



# 参照先

- 困難な問題を抱える女性への支援 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/index\\_00023.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html)

- あなたのミカタ

<https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>

